

平成 31 年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
「障害者虐待防止研修の効果的なプログラム開発のための研究」
分担研究報告書

障害者虐待防止対策および障害者虐待防止センターの取組に関する調査
全国市町村虐待防止センターの現状と課題から -

研究分担者 野村 政子（東都大学ヒューマンケア学部看護学科 講師）
研究代表者 堀江 まゆみ（白梅学園大学子ども学部発達臨床学科 教授）

【研究要旨】

障害者虐待防止研修のプログラム開発にあたり、自治体が適切にその役割と責務を果たすためのカリキュラム構造とプログラムを検討するため、全国市区町村の現状と課題を把握することを目的として、市区町村障害福祉担当部局を対象に調査を実施した。障害者虐待の通報・相談件数をみると、平成30年度の1年間に0件だった市区町村の割合は養護者虐待で約26%、施設従事者虐待で約34%、使用者虐待で約71%であり、対応経験が少ない市区町村があることが分かった。厚生労働省による「平成30年度障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」では、障害者虐待防止法施行後1件も相談・通報件数がない市区町村は養護者虐待で22.6%、施設従事者虐待で37.7%、使用者虐待で62.9%であることが明らかになっており1)、本調査と同様の傾向が見られた。コアメンバー会議は市区町村が組織的対応をするために大変重要であるが、本調査では構成員が決まっていない市区町村が約4割あった。これは法施行後1件も相談・通報がない市区町村の割合から考えると納得できる。しかし、構成員が未定であると迅速な対応に支障をきたす恐れがあり、研修において組織的対応のための市区町村における取り組み体制整備を促していく必要がある。

A 目的

障害者虐待防止研修のプログラム開発にあたり、自治体が適切にその役割と責務を果たすためのカリキュラム構造とプログラムを検討するため、全国市町村の現状と課題を把握することとした。

B 調査方法

1 調査対象

全国の市区町村障害福祉担当部局 1414 か所を対象に調査を実施した。有効回答数は 268（回収率 19.0%）であった。

2 調査期間 2019年8月から2019年9月であった。

C 結果 および D 考察

設問ごとに有効回答数が異なるため、回答の全体に対する割合は、設問ごとの有効回答数に対して算出した。

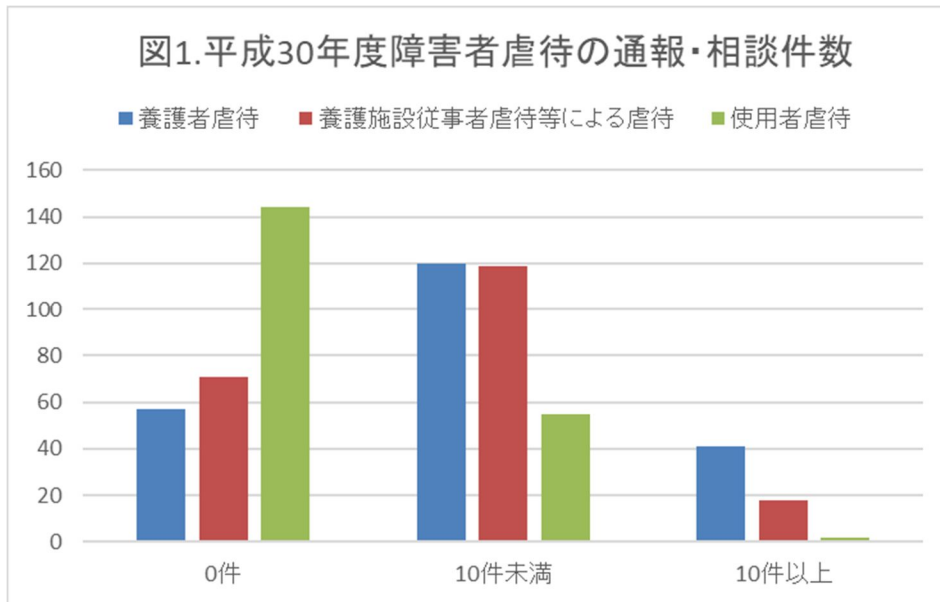
1. 平成 30 年度障害者虐待の通報・相談件数

(図 1)

養護者虐待では 218 自治体中 0 件が 57（26.1%）、10 件未満が 120（55.0%）、10 件以上が 41（18.8%）であった。施設従事者による虐待では 208 自治体中 0 件が 71（34.1%）、10 件未満が 119（57.2%）、10 件以上が 18（8.7%）であった。使用者による虐待では、201 自治体中 0

件が 144 (71.6%)、10 件未満が 120 (27.4%)、10 件以上が 2 (1.0%) であった。使

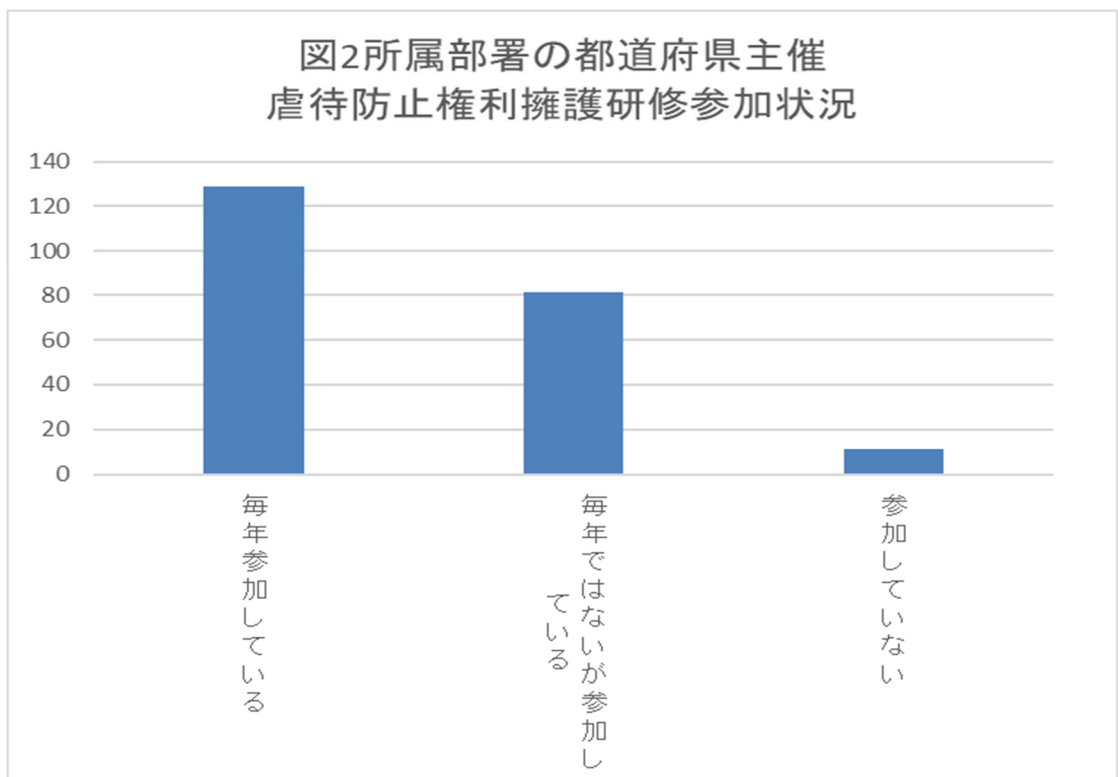
用者による虐待の経験がないあるいは少ない自治体が多い結果となった。



2 都道府県主催虐待防止権利擁護研修参加状況 (図2)

221自治体中毎年参加しているのは129

(58.4%)、毎年ではないが参加しているのは81 (36.7%)、参加していないのは11 (5.0%) であった。割合としては少ないが、参加していない自治体があることが分かった。



3. 都道府県主催障害者虐待防止権利擁護研修 科目案の各科目受講希望について

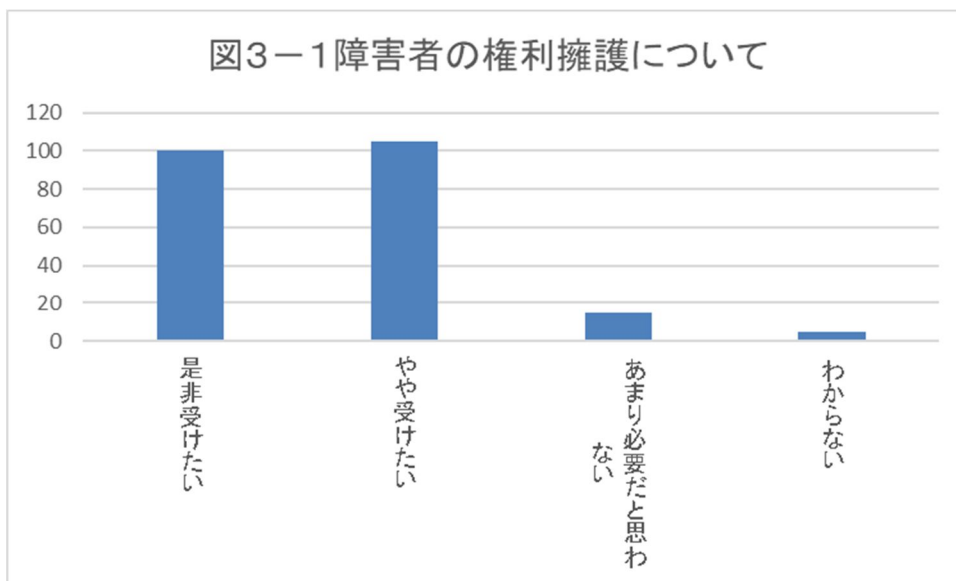
都道府県主催障害者虐待防止権利擁護研修科目案の各科目の受講を希望するかについて尋ねた。その結果を以下に示す。

障害者の権利擁護について（図3-1）

225自治体中「是非受けない」が100（44.4%）、「やや受けない」が105（46.7%）、「あまり必要だと思わない」が15（6.7%）、「わからない」が5（2.2%）であった。

た。受けない理由としては、「法の趣旨を理解する基本となるため」「重要な理念であるため基本的な事項であり、きちんと踏まえる必要があるため」「支援の価値に係る内容だと思うので導入として受講したい」などの意見があった。人事異動により新たに担当になった職員に関して「新任者に必要」「毎年、事業担当者が変わり、知識不足があるため」などの意見があった。

必要だと思わない理由は、「内容によっては厚生労働省作成の手引き等を確認することで足りる」「障害者虐待防止以外の研修でも学べる科目だから」等であった。



障害者虐待防止法の理解と虐待事案について（図3-2）

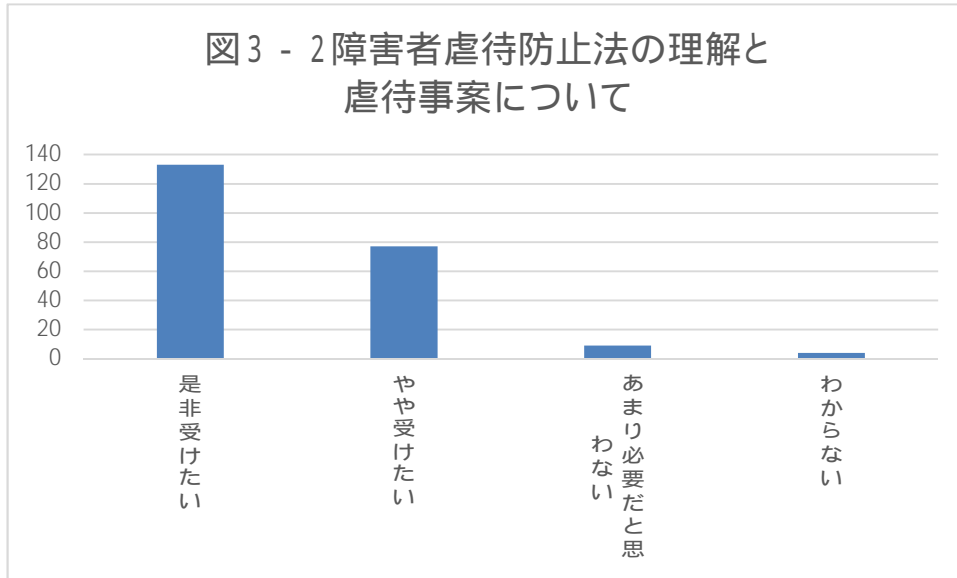
223自治体中「是非受けない」が133（59.6%）、「やや受けない」が77（34.5%）、「あまり必要だと思わない」が9（4.0%）、「わからない」が4（1.8%）であった。受けない理由としては、「法の理解は行政対応の骨格」「法の理解は必須の項目」「法が制定された背景を含めて法の内容を理解するため」などの意見があった。

必要だと思わない理由としては、「厚生労働

省作成の手引き等を確認することで足りる」という意見があった。

内容についての意見としては、「確実な虐待と分かるケースは事例で上がっているが、判断がつかないケースに対しての内容を示してくれるのであれば受けない。」「どのような事例があるか具体的に知りたい。」「ケース対応例を共有したい」「判断に悩むケースが多いので、いろいろな事例を知りたい」「事案を通して、どの様に支援するか具体的にその手法を考察することができる」などであった。

図3 - 2 障害者虐待防止法の理解と虐待事案について



当事者、家族の意見を聞く (図3-3)

224自治体中「是非受けない」が75 (33.5%)、「やや受けない」が89 (39.7%)、「あまり必要だと思わない」が46 (20.5%)、「わからない」が14 (6.3%)であった。受けない理由としては、「件数が少ないので必要。是非聞いてみたい」「虐待防止、権利擁護の視点で声を聴く機会が少ないため当事者や家族の声から得られる気づきは虐待の防止や対応に生かせると思う」「当事者や家族の声を聞くことができるような研修はほかに機会がない」「当事者から体験内容や心境を参考として聞きたい」「知的障害のある方の聞き取りや判断に迷うため」などの意見が寄せられた。また、「支援者が当たり前と思っていることも虐待や差別として気づききっかけとなる」「自分は誰のために支援をするのかという視点を再確認できる」「当事者の意見が行政に届いていない可能性があるためどのような状況や心情であ

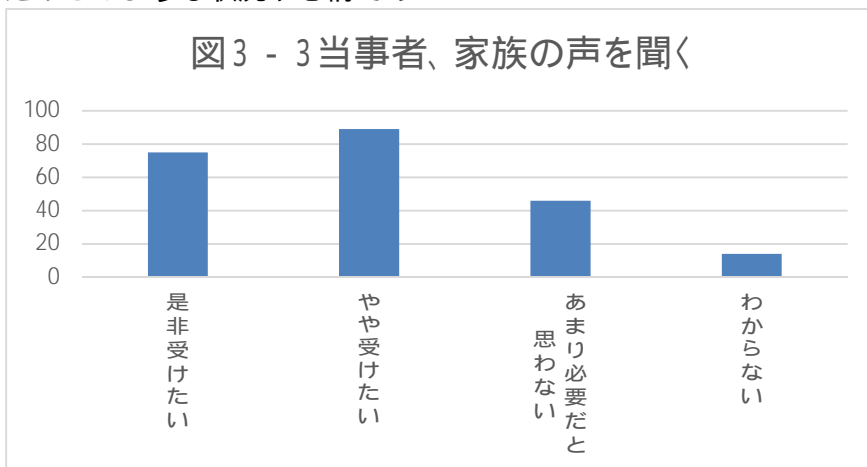
るのかということの理解が必要」などの支援に当たって障害者の理解をより深める必要があるという意見もあった。

必要だと思わない理由は、「ケースによって背景が異なるため案件の対応時に直接聞き取るから」「基本的な知識だが対応の中から学んで行くことができるから」「直接的にスキル向上につながると思えない」などの意見があった。

内容への意見として、「虐待防止センターが介入した際の気持ち、その後の気持ちの変化なども伺ってみたい」「調査時に配慮してほしいこと」「家族の声をまとめたものがデータとしてあるならば聞きたい」などがあった。

研修の対象について、「障害者虐待防止研修の対象者を誰に決定するかによって変わるが施設従事者、使用者向けに実施する研修として必要な科目と思う」という意見があった。

図3 - 3 当事者、家族の声を聞く



主に知的障害のある人を対象とした障害者虐待防止研修（図3-4）

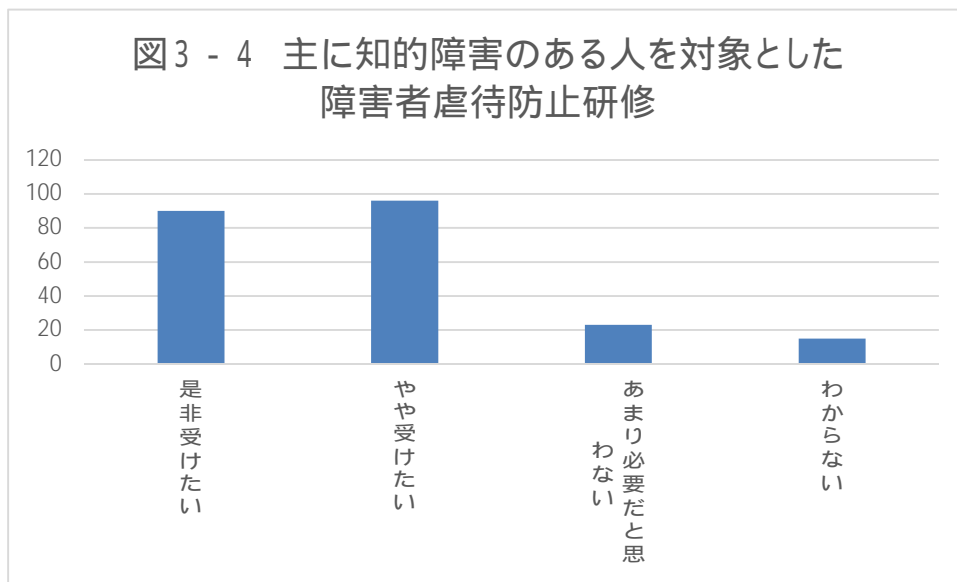
224自治体中「是非受けない」が90（40.2%）、「やや受けない」が96（42.9%）、「あまり必要だと思わない」が23（10.3%）、「わからない」が15（6.7%）であった。

受けない理由として、「自身の体験をうまく表現できない方に対する虐待対応やそのような方に対する虐待防止の啓発方法を学びたい」「知的障害者の中には自分が虐待を受けていることに気が付いていない方もおられるため」「非言語コミュニケーションの必要性もあるため学習しておきたい」「被虐待者が虐待を理解することは大切である」「当事者本人の必要性はあると思う。どのような方法で行うかが課題なので興味深い」「障害者虐待の被害者の半数以上が知的障害者のため、当事者の意識やエン

パワメントを高める意味でも重要な科目である。子供への暴力防止プログラム（CAP）を使った研修を（知的障害者向）実施しているが、他の方法も知りたいため」などの意見があった。

あまり必要だと思わない理由としては、「市町村職員向けではなく、日頃直接的な支援を行っている事業所職員や保護者向けの内容であると感じる」「障害特性は重要だが種別ごとの研修は不要」「知的障害のほかにも障害が重複していることも多いので障害全体での研修がよい」などの意見があった。

内容への意見として、「できれば障害のある人や家族、防止センターあるいは支援する立場の人たちが一堂に集まってできる研修会」「知的障がいのある方への面接技法などを確認したい」「障がいの特性を知ること、対応時に配慮する点などを学びたい」などがあった。



養護者による虐待事案への対応と支援（図3-5）

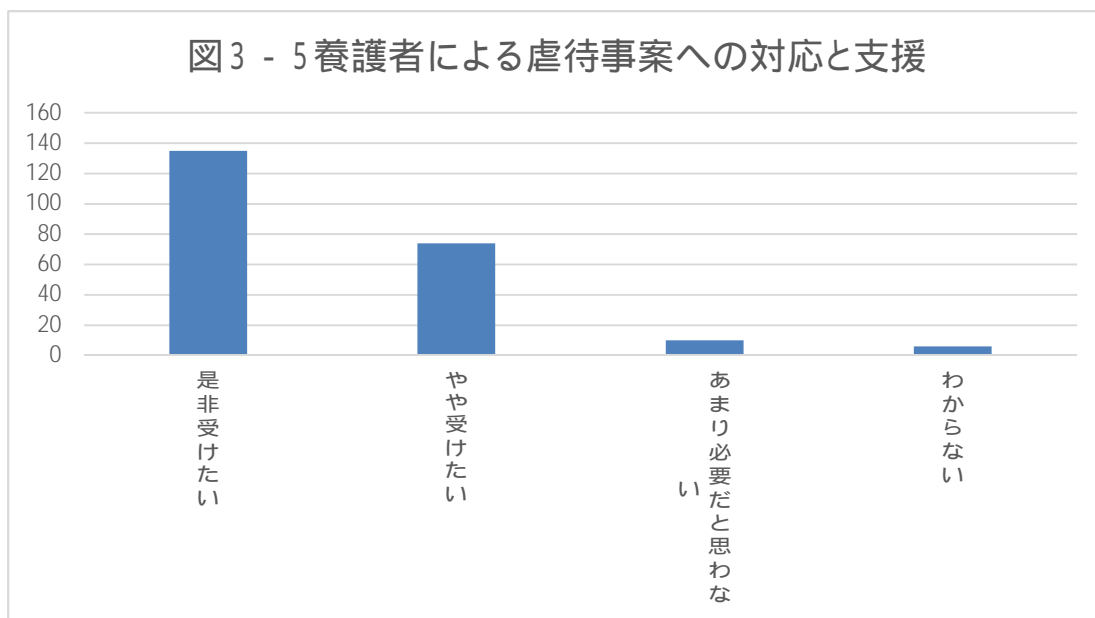
225自治体中「是非受けない」が135（60.0%）、「やや受けない」が74（32.9%）、「あまり必要だと思わない」が10（4.4%）、「わからない」が6（2.7%）であった。

受けない理由としては、「ケースが少ない（経験がない）」という意見が多く、他に「虐待のなかで最も通報が多いケースだから」「非常に

よくある事案で解決が難しい」「ケースは様々だが件数が少なく知識でカバーする必要があるため」「養護者への介入には専門的な技術が求められるため是非受けない」「法の意義のひとつである養護者支援について学ぶため」「障害者とともに養護者の支援について、深い理解が必要であり、軽率な対応にならぬよう今後の重要課題のひとつと考える」「施設と比べ密室の分、対応に難しさがあるため」「障害者虐待対応マニュアルを参照しただけでは、対応が難しい」などの意見があった。

内容については、「具体的な対応と支援方法を学びたい」「関係機関との連携づくり（が重要と理解している）」「親との信頼関係の作り方や維持しながらの対応を学びたい」「事実確認技術と合わせて理解できれば」「事例を通してグループワークできたらいい」「被虐待者への支援だけでなく法の目的でもある養護者支援について取り上げてほしい（虐待の発生要因に

は養護者に生きづらさ（経済的困窮、無知等）等課題を抱えるケースが多い」「緊急保護等の対応について知りたい」「分離の決断（は難しい）」「市や関係機関とのかかわりが無い方への聞き取り方法や支援方法を学びたい」「早急な対応を行うためのノウハウを知りたい」などの希望が出された。



保護・分離及び成年後見制度等の活用方法（図3-6）

225自治体中「是非受けたい」が123（55.2%）、「やや受けたい」が81（36.3%）、「あまり必要だと思わない」が12（5.4%）、「わからない」が7（3.1%）であった。

受けたい理由としては、「保護、分離の判断は市町村で行うため基礎知識の習得は必要」

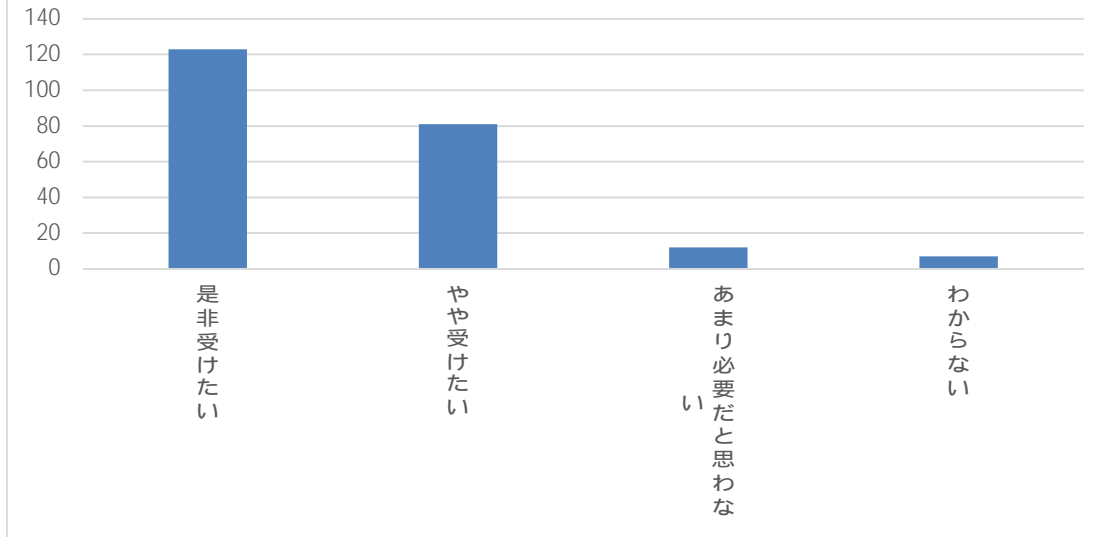
「分離をした事案がないので勉強したい」「保護分離は今後の家族関係に多大な影響をおよぼす可能性があるため受けておきたい」「市町村によって保護の取り扱いが違うため他市の例も参考にしたい」などの意見が出された。

あまり必要だと思わない理由としては、「実際の支援を行っている中で既に知識を得ているため」「ケース数としては少ない」という意見があった。

内容についての意見として、「保護分離の判

断については受講したいが成年後見については別に研修が設けられている（ため不要）」「失敗は許されない緊急性の判断について取り上げてほしい」「成年後見センターとの連携を含めた制度活用の習得」「分離の判断と担当機関との連携や確保方法」「成年後見制度に係る申し立てについて、市長申し立て、親族申し立て、本人申し立てについて、異なる事案ごとの有効な方法を知りたい」「慎重な対応が求められる局面であり、特に保護・分離を判断するポイントや注意点について人権侵害の観点から説明してほしい」「被虐待者が保護、分離を望んでいない時の対応について研修を受けたい」などがあつた。

図3 - 6 保護・分離及び成年後見制度等の
活用の方法



警察及び地方労働局との連携 (図3-7)

224自治体中「是非受けたい」が96 (42.9%)、「やや受けたい」が91 (40.6%)、「あまり必要だと思わない」が28 (12.5%)、「わからない」が9 (4.0%)であった。

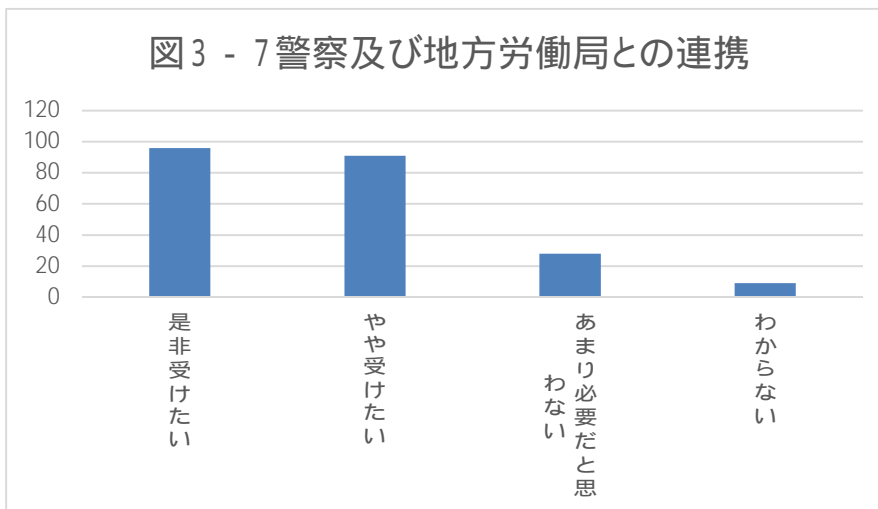
受けたい理由としては、「通常、労働局と連携することは少ないので事前に学んでおきたい」「労働局との連携に難しさを感じているので是非受けたい」「ケースが少ない(経験がない)」「地方労働局との連携においてお互いの役割が明確でなく困ったことがあったため」「身体的虐待の場合、本人の安全確保、対応する職員の安全確保の必要性が高い。暴力が傷害事件となりうるケースもあり、警察との協働は不可欠である。」「警察とどのタイミングで連

携すべきか判断が難しいので」などの意見があった。

あまり必要だと思わない理由としては、「文書や資料で確認できる」「こちらの望む連携が期待できない」「既に連携が取れている」「関係機関と行政との関係性や連携度合いには地域差があり、受講内容を直接的に生かすことができない」などの意見があった。

内容についての意見としては、「一緒にどの様に行動・支援したのか、具体的な連携のあり方について勉強したい」「現場の動きが問題なので警察等との合同研修が良い」「担当部署がどこで、どのように関わり、どのような対応をとっているのか学びたい」「連携の在り方について学びたい」「専門機関からの助言を希望」などであった

図3 - 7 警察及び地方労働局との連携



事実確認調査における情報収集と面接手法
(図3-8)

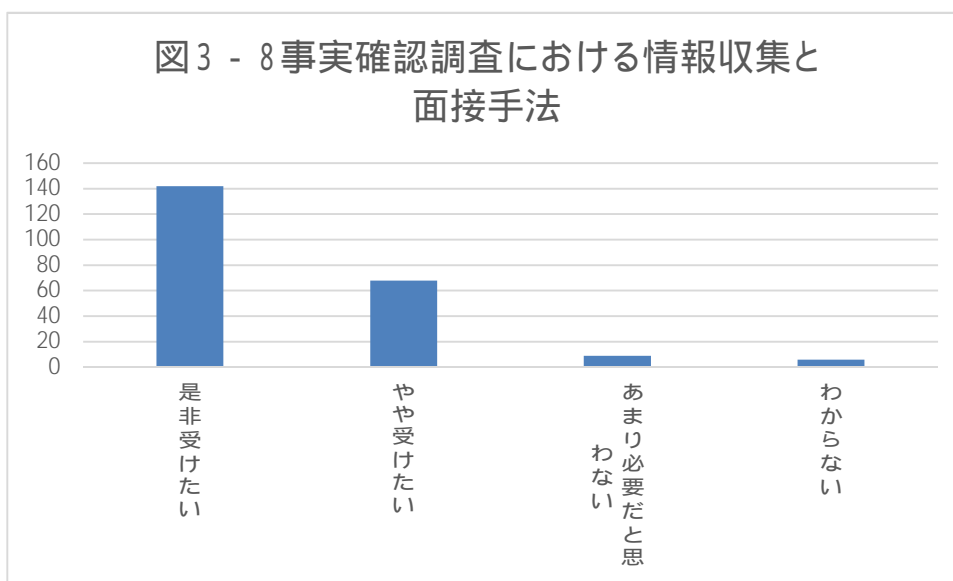
224自治体中「是非受けない」が142
(63.1%)、「やや受けない」が68
(30.2%)、「あまり必要だと思わない」が9
(4.0%)、「わからない」が6(2.7%)であっ
た。

受けない理由は、「対応経験が少なく学んだこ
とのない科目なので学びたい」「通報や相談を
受ける担当者によって、情報内容に相違が起こ
らないよう情報収集や面接の手法を学ぶことは
重要」「面接時の事実確認は重要なため面接に
よっては事実関係を異なるものにしてしまう危
険性があるため面接者のスキルアップが必要」
「心理的虐待の事案では事実確認が困難であり

発言内容の整合性など当事者からの聞き取りの
みで不安な面がある」「新人研修として必要」
「司法面接などの研修はあるが参加の枠が限ら
れている」などの意見があった。

必要だと思わない理由は、「マニュアルを作
っている為特に必要なし」「特に必要と感じて
おらず現状で問題無い為」であった。

内容に関する意見では、「情報収集と面接の
ポイントなど研修してほしい」「相手の気持ち
や真実を引き出す技術を学びたい」「実践研修
ですぐ使える技法を学びたい」「養護者等から
虐待の事実を聞き出す技術を得たい」「性的虐
待の事実確認調査を学びたい」「証拠が確認出
来ない場合や本人・通報者への聞き取りが困難
な場合の対処方法について知りたい」「事例を
元に学びたい」などがあった。



**障害者福祉施設従事者による虐待通報への
事実確認調査のポイント**(図3-9)

225自治体中「是非受けない」が132
(58.7%)、「やや受けない」が71
(31.6%)、「あまり必要だと思わない」が13
(5.8%)、「わからない」が9(4.0%)であっ
た。

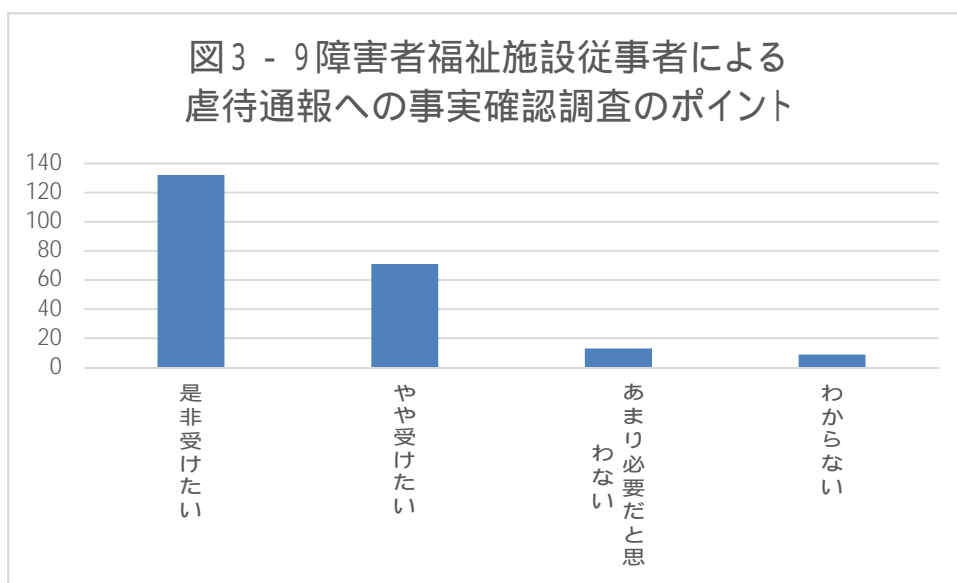
受けない理由としては、「実際に通報があ
り、確認する際にマニュアル等あるが困難を極
めるので」「社会的影響も大きい事案も多く発
生している現状を考慮し、適切な対応技術を身
につけたい」「法人、事業所(責任者、管理

者)への事実確認調査となるケースとなるため
重要視されるため」「実際の調査の時にどのよ
うに面接を進め、どのように質問するのが効果
的か悩むことがあるため」「明確な証拠がない
中で事実確認することは非常に難しく今後の関
係性にも影響を及ぼすため」「通報自体、養護
者に比べ発生件数が少ない分、研修でスキルを
補いたい」「事実確認をどこまでやればいいのか何が
必要なのかわかっていないため」「福祉
施設従業者は施設ぐるみで虐待を隠す傾向があ
りスキルとして必要性を感じているため」「最
近内部告発も増えているため」などの意見があ
った。

あまり必要だと思わない理由は、「マニュアルを整備すれば対応可」「事案によって聴取ポイントは異なり基礎的な知識の習得は必要ないと思われる」「県が主となり対応するため」などであった。

内容についての意見としては、「施設従事者による通報の際の確認ポイントを把握したい」「実践を学びたい」「研修では、軽微なケースへの対応や見解が想定されていない気がする」

「匿名での通報があった場合、どのような対応が可能なのか知りたい」「証拠が確認出来ない場合や本人・通報者への聞き取りが困難な場合の対処方法について知りたい」「事例を元に学びたい」「通報者の保護や県、弁護士との協働について事例があれば学びたい」「調査対象となる方の範囲について知りたい」などであった。



検証に堪える記録の書き方 (図3-10)

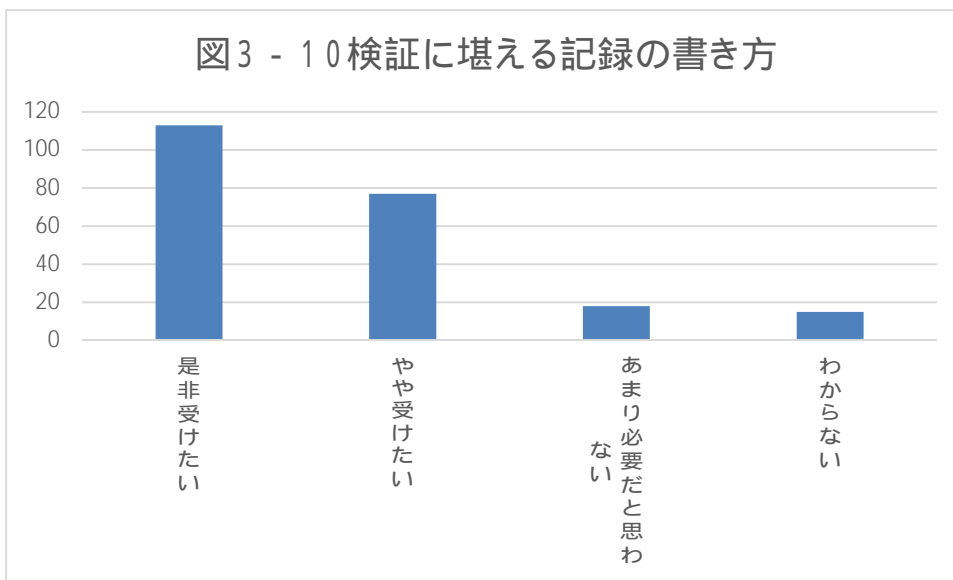
223自治体中「是非受けたい」が113 (50.7%)、「やや受けたい」が77 (34.5%)、「あまり必要だと思わない」が18 (8.1%)、「わからない」が15 (6.7%)であった。

受けたい理由としては、「経験の積み重ねだけで対応してる事が多くポイントを知りたい」「記録は書く人間によって個人差があるため危機管理の観点から最低限のルールが欲しい」「記録に関する研修が少なく、自己流で対応している職員が多いため」「職員が自身を守るためにも必要なスキルであるため」「養護者から被虐待者を分離した場合、養護者などから訴訟を提起されたとき、裁判所等へ資料を提出することが想定されるため」「記録の累積によ

る担当者のスキル向上のため」などの意見があった。

必要だと思わない理由は、「虐待に限ったものではなく、普通の相談援助技術でカバーできるため」「マニュアルを作っているため特に必要なし」「すでに知識として知っている方も多いと思われるから」であった。

内容についての意見として、「ポイントを押さえる記録の仕方を確認したい」「検証に堪えるような記録の書き方を常に要求されることは大変であるが、共通理解を図る用語や表現方法(記号)、利用できる様式があれば教えてほしい」「どのような内容をどの程度記載すべきか学びたい」「事例を元に学びたい」「今後の情報開示や関係機関との連携における情報共有のあり方を学びたい」などがあった。



障害者（身体・知的・精神・その他）に対する相談支援の基本（図3-11）

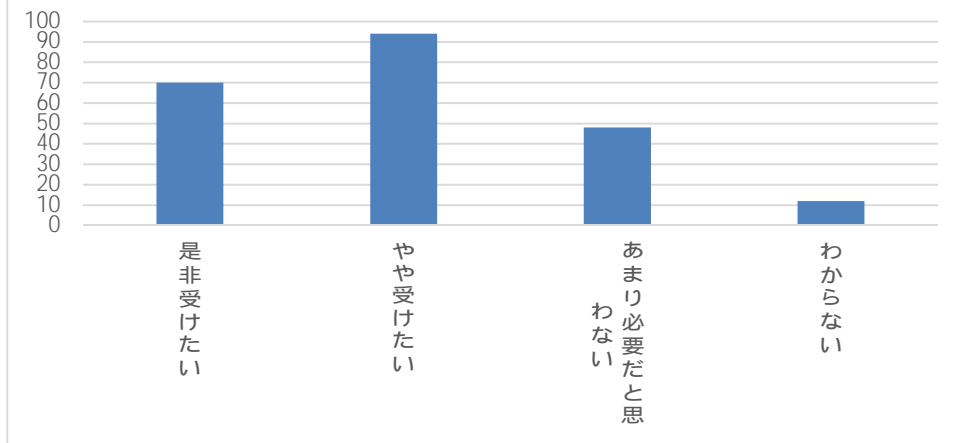
224自治体中「是非受けない」が70（31.3%）、「やや受けない」が94（42.0%）、「あまり必要だと思わない」が48（21.4%）、「わからない」が12（5.4%）であった。

受けない理由としては、「虐待対応のみに限らず日常業務においても参考になる点が多いため」「虐待に対応した相談支援について受けない」「対応はほとんどケースワークとして支援が継続する。それぞれの人がそれぞれの特性があり画一的なかわりには出来ないが基本を学ぶことは大切である」「新規担当者には特に必要性が高い」「市役所職員として、相談支援の基本から学ぶ機会があまりないため」「障害者は高齢者と比べて相談の拒否が見られる傾向がある。拒否されないように関わり続ける支援策などを知りたいから」「マニュアルの中に取り入れたい」などの意見があった。

必要だと思わない理由は、「重要なテーマだが、研修時間に余裕がない場合は他の科目を優先して、このテーマは別途基本的な研修で行ってもよいと思うため」「相談支援の基本は大切だが虐待研修には科目として必要ではない」「普段のケースワークで経験しているから」「専門職の配置が現在あるため別の研修に委ねてよいと思われる」「虐待に限ったものではなく、普通の相談援助技術でカバーできるため」「基幹相談支援センターと連携できる状況にある」「範囲が広く同様の研修がいくつかあるため」「相談業務を委託しているため」「資格取得者（PSW、MSW）がいる為問題なし」などの意見があった。

内容についての意見として、「身体でも身体・聴覚・視覚と対応方法が変わるのでポイントを理解したい」「障害別にどのような支援があるのか知りたい」「障害の特性を知ること、対応時に配慮する点などを学びたい」「障害者別の相談支援方法について知りたい。（特に精神）」などがあった。

図3 - 11 障害者(身体・知的・精神・その他)に対する相談支援の基本



コミュニケーションや面接技術の基本

(図3-12)

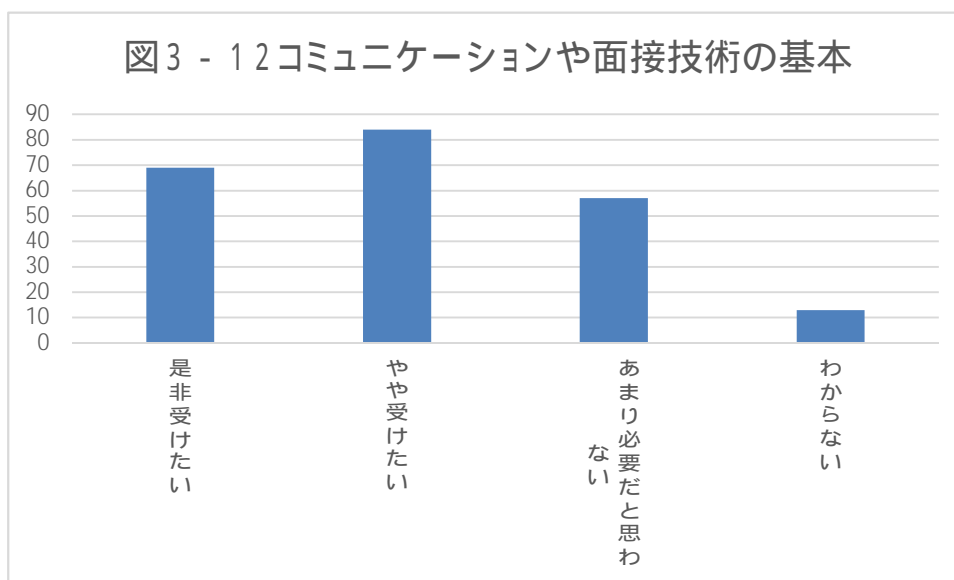
223自治体中「是非受けない」が69 (30.9%)、「やや受けない」が84 (37.7%)、「あまり必要だと思わない」が57 (25.6%)、「わからない」が13 (5.8%)であった。

受けない理由としては、「面接によっては事実関係を異なるものにしてしまう危険性があるため」「専門に携わる職員がいないため知識を深めたい」「会話以外の様々なコミュニケーション方法を取得したい」「日常的に当事者と関わる機会が少ないので知っておきたい」「新規担当者には特に必要性が高いと思われるため」などの意見があった。

必要だと思わない理由は、「重要なテーマだが、研修時間に余裕がない場合は他の科目を優先して、このテーマは別途基本的な研修で行ってもよいと思うため」「専門職の配置が現在あるため」「普段のケースワークで経験しているから」などの意見があった。

内容についての意見として、「事実確認調査の研修に包括する形でよいと考える」「障害者の方が相談に来庁される又は虐待の調査の際の面接等で必要となる事柄を引き出したり、相手を傷付けない対応の仕方」「障害者は高齢者と比べて相談の拒否が見られる傾向がある。拒否されないように関わり続ける支援策などを知りたい」などがあった。

図3 - 12 コミュニケーションや面接技術の基本



ソーシャルワークや社会福祉援助技術の
基礎 (図 3-13)

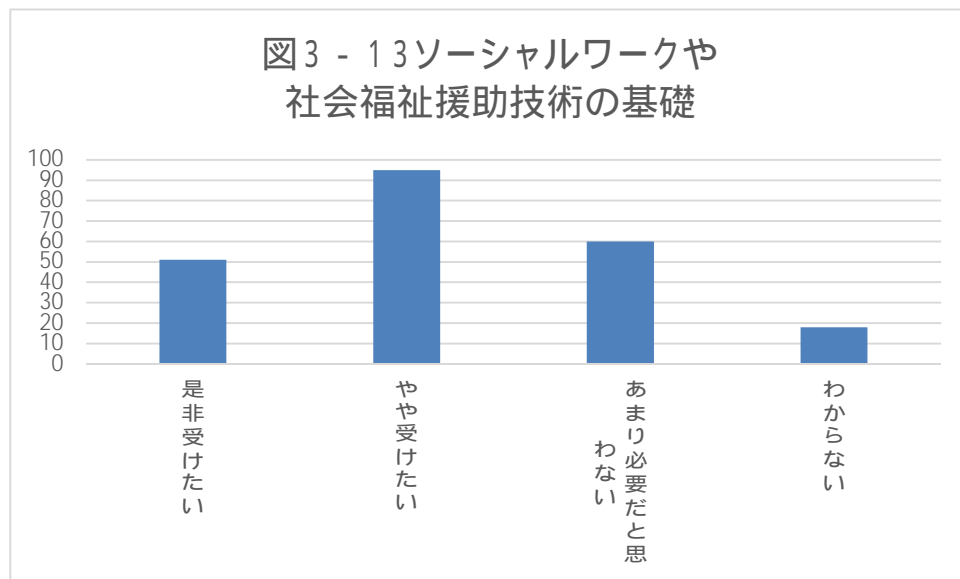
224自治体中「是非受けない」が51
(22.8%)、「やや受けない」が95
(42.4%)、「あまり必要だと思わない」が60
(26.8%)、「わからない」が18(8.0%)であ
った。

受けない理由としては、「虐待対応職員と
して必須のスキルと考えるため」「虐待対応で
知っておいた方がよい知識であると思う」「相
談や事実確認調査の際にも必要な技術だから」
「虐待対応をする際に本人支援や養護者支援の
選択肢を複数知っておいたほうが良いため」

「新規担当者には特に必要性が高いため」「市
役所職員として、相談支援の基本から学ぶ機会
があまりないため」などの意見があった。

必要と思わない理由としては、「一般事務職
員の場合、ここまでの専門性を強要できない」
「福祉行政職よりも事業所やケースワーカーに
必要な研修に思える」「基本的な研修は別の機
会にやるといいと思う」「専門職の配置がある
ため」などの意見があった。

内容についての意見として、「社会資源の活
用や各機関との連携などの支援体制づくりにつ
いて学びたい」「事例を元に学びたい」などの
意見があった。



虐待事案の事実確認の技術 (養護者虐待)
(図 3-14)

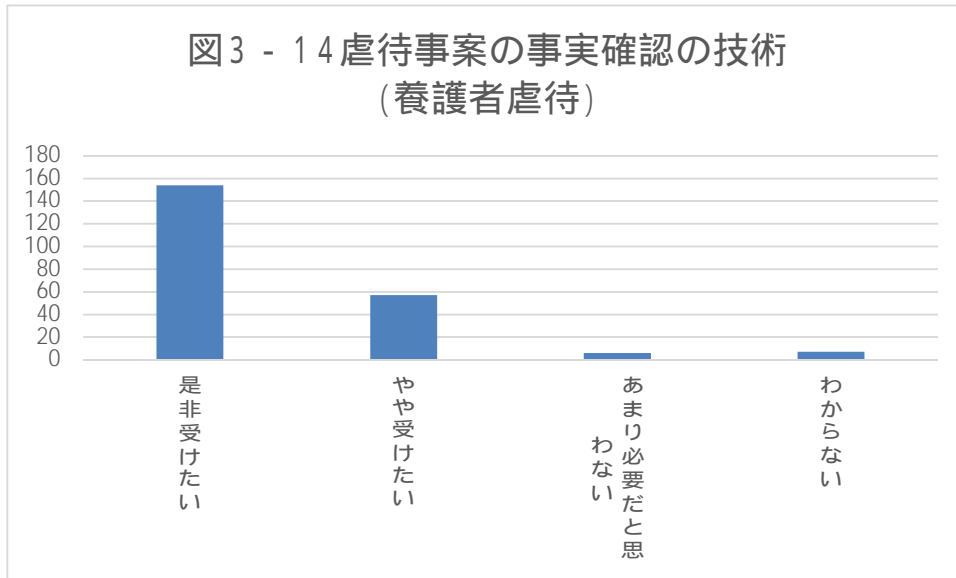
224自治体中「是非受けない」が154
(68.8%)、「やや受けない」が57
(25.4%)、「あまり必要だと思わない」が6
(2.7%)、「わからない」が7(3.1%)であ
った。

受けない理由としては、「事実確認をするこ
とが難しいと思うため」「対応案件が少なく力
量不足を感じる」「捜査権もなくすべて任意の

中でどこまでやるか常に悩んでいるため」「専
門に携わる職員がいないため知識を深めたい」
「新規担当者には特に必要性が高いと思われる
ため」などの意見があった。

内容についての意見として、「事実確認の面
接のポイントを受講したい」「市や関係機関と
のかかわりが無い方や、聞き取る事が困難な場
合の対応方法について具体例を示して説明して
もらいたい」「実際に業務を行っている方の話
を聞きたい」「養護者虐待に対する事実確認に
おける注意点や配慮すべき点について学びた
い」などがあつた。

図3 - 14 虐待事案の事実確認の技術
(養護者虐待)



虐待事案の事実確認の技術 (施設虐待)

(図3-15)

224自治体中「是非受けない」が140 (62.5%)、「やや受けない」が66 (29.5%)、「あまり必要だと思わない」が10 (4.5%)、「わからない」が8 (3.6%)であった。

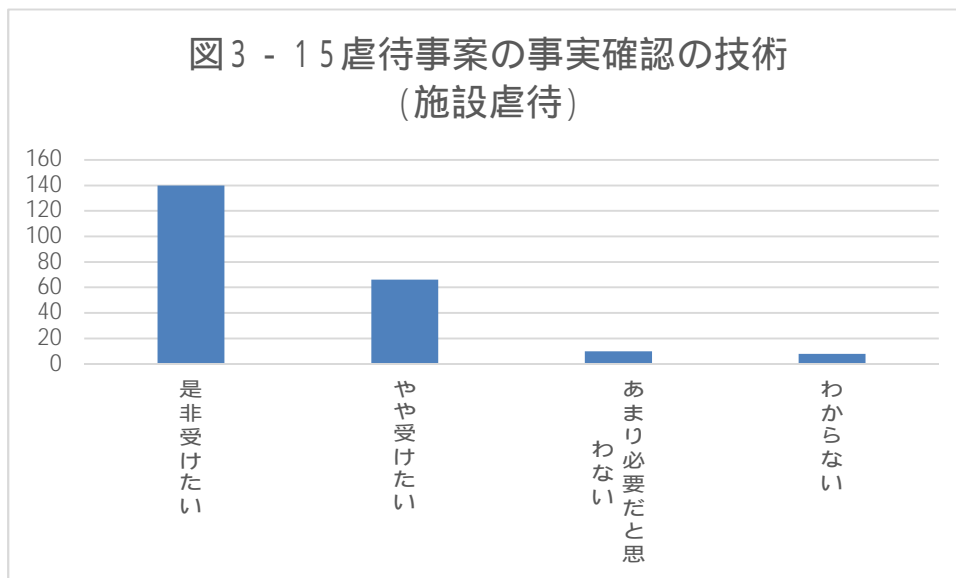
受けない理由としては、「施設虐待の事実確認は役割分担の方法等も迷う時があるため受講したい」「ケースが少ない(経験がない)」「事実確認調査が虐待対応の方向性を決定するキーポイントと考えているため」「通報に至った経緯、要因等様々な視点から確認する必要がある」「通報があった際に現状で最も必要でありノウハウとして不足していると感じるため」「新規担当者には特に必要性が高いと思われる

ため」「養護者とは違い組織的な対応が必要となることが想定されるため具体的技術を得たい」「重要。昨年、施設が秘匿しようとした事案があった」などの意見があった。

必要と思わない理由は、「チェックリスト等があれば、ある程度の確認項目は決まっているため」「すでに対応してきているため」であった。

内容についての意見として、「例えば、他の利用者の安全を確保するために被虐待者の体を押さえ付ける行為等が、身体的虐待と判断すべきかなど、具体例を示して説明してもらいたい」「実際に業務を行っている方のお話を聞きたい」「事業所へのアプローチ方法や職員への聴取のスキル」「事例を元に学びたい」などがあった。

図3 - 15 虐待事案の事実確認の技術
(施設虐待)



成年後見制度市長申し立ての実際

(図3-16)

224自治体中「是非受けない」が79 (35.3%)、「やや受けない」が89 (39.7%)、「あまり必要だと思わない」が44 (19.6%)、「わからない」が12 (5.4%)であった。

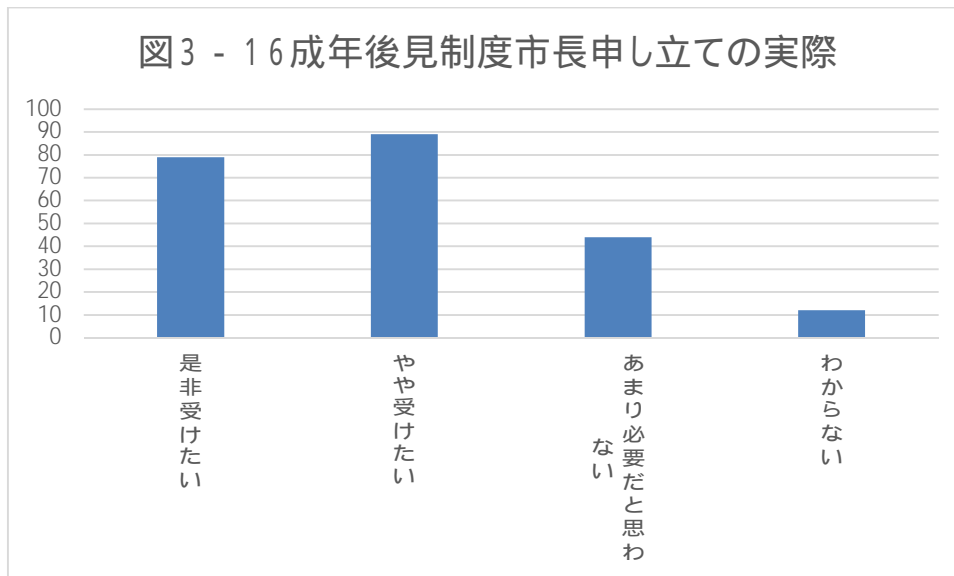
受けない理由としては、「自治体により差が出る部分であり、都道府県で先導すべきと考えるため」「担当C Wはいつも不慣れな状態」「市長申し立て件数があまりないため、知識を深めたい」「担当交代によりノウハウの蓄積が難しいから」などの意見があった。

必要だと思わない理由は、「別の研修が設けられているため」「実際の支援を行っている中

で既に知識を得ているため」などの意見があった。

内容についての意見として、「成年後見の制度として学ぶことは必要だが市長申し立てと限定せず制度の全般的な研修を希望」「どういったタイミングで申し立てにつなげているか知りたい」「他市の事例を参考としたい」「どの程度申し立てが行われているか把握したい」「制度で変わる部分があれば知りたい」「成年後見人が選任された後の状況を知りたい」「養護者虐待など親族が存在する場合の成年後見制度市長申し立ての実際について学びたい」「被虐待者を保護し、成年後見制度の利用につながったケースを学びたい」「市長申し立ての手続きやかかる期間等を比較検討したい」などがあつた。

図3 - 16 成年後見制度市長申し立ての実際



虐待認定の実際 (図3-17)

224自治体中「是非受けない」が141 (62.9%)、「やや受けない」が65 (29.0%)、「あまり必要だと思わない」が10 (4.5%)、「わからない」が8 (3.6%)であった。

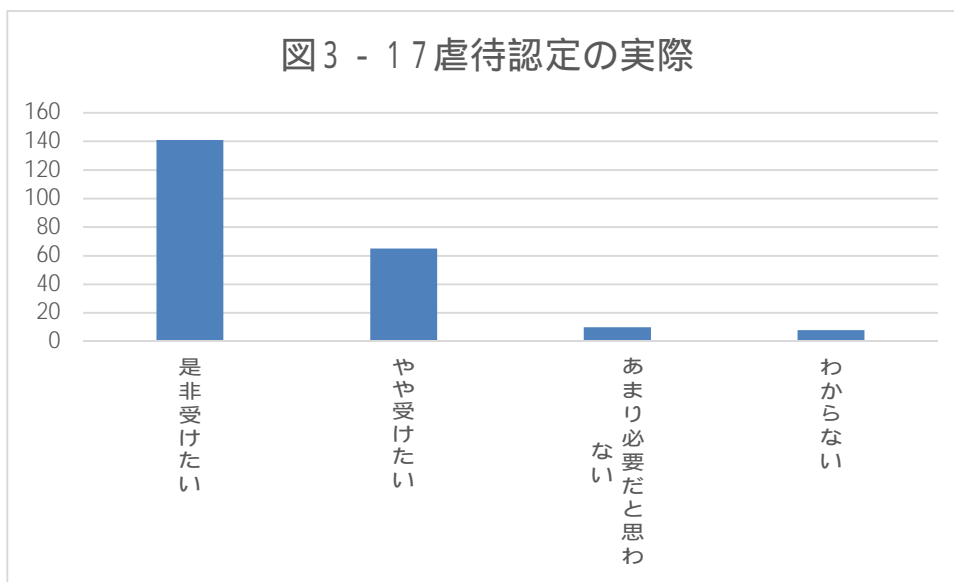
受けない理由としては、「虐待認定は難しいので特に学びたい」「毎年事業担当者が変わり、知識不足があるため」などの意見があつた。

内容についての意見として、「他の自治体の例を参考に自市の方法を振り返りたい」「心理

的虐待や経済的虐待など、判断に迷うケースのポイントが知りたい」「虐待認定するための証拠がどの程度まで必要なのか」「市町村によって判断基準がバラバラでないかと思われる。特に施設従事者の判断に関しては事実確認の結果判断できない場合が多い。様々な具体例を示しながら説明してもらいたい」「虐待防止法は加害者等を罰する趣旨ではなく、支援につなぐ(改善に向かう)ためのツールと思うが施設や事業者は虐待認定されたことへのダメージが大きく、強い抵抗がある。認定の基準(めやす)等がないので、認定にあたっての考え方等を学びたい」「認定迄の過程と認定後の事務処理に

ついて学びたい」「様々なケースがある為、事例検討のような形式であれば学びたい」などが

あった。ほかに、「コア会議メンバー全員が知る必要あり」という意見もあった。



一時保護の実施方法 (図3-18)

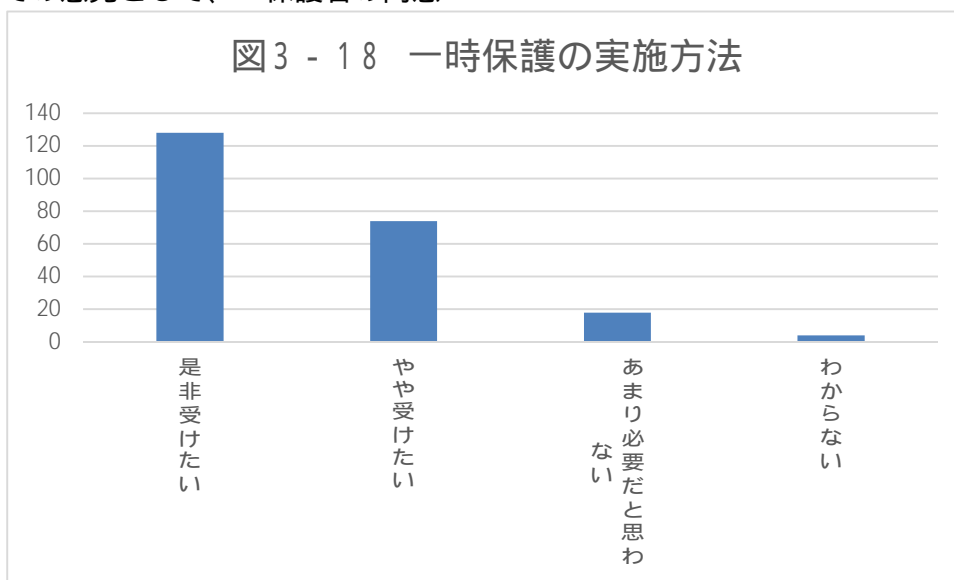
224自治体中「是非受けない」が128 (57.1%)、「やや受けない」が74 (33.0%)、「あまり必要だと思わない」が18 (8.0%)、「わからない」が4 (1.8%)であった。

受けない理由としては、「現状だと施設(民間)の協力に頼っているが緊急性がある事案ほど対応が困難であるため」「ケースが少ない(経験がない)」「緊急性を要する場合の対応として学ぶ必要がある」などの意見があった。

必要だと思わない理由は、「委託先との連携できているから」「マニュアル参照にて実施すればよい」などであった。

内容についての意見として、「保護者の同意

が得られない、本人の意思確認が困難な場合の一時保護に必要な手順について学びたい」「本人の意向に基づき行っているが、本人が希望していない場合で緊急性が高いと思われる場合どのように対応しているのか知りたい」「他制度の兼ね合いなどを学びたい」「虐待認定と一時保護をセットで他市町の状況や事例を学びたい」「保護分離の方法やタイミング」「やむを得ない事由による措置だけでなく、契約入所を利用した穏やかな分離手法など様々なパターンを知りたい」「受入れ先の確保～終了までの流れを通しての方法を学びたい」「保護機関との連携方法や、一時保護機関をもっていない市町村の連携など様々な具体例を示しながら説明してほしい」「分離すべきと判断した時の一時保



護の進め方や関係機関との連携について知れた

い」などがあった。

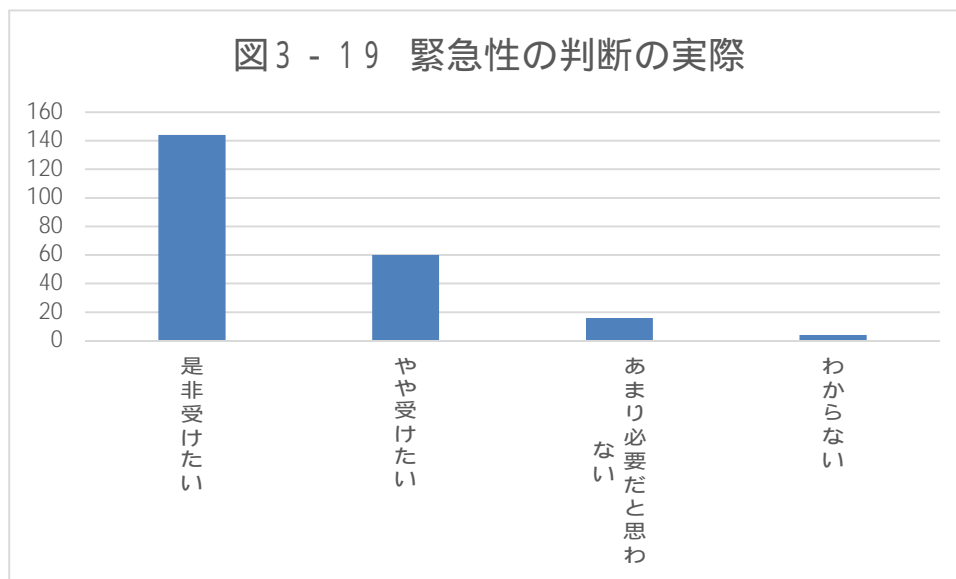
緊急性の判断の実際 (図3-19)

224自治体中「是非受けない」が144 (64.3%)、「やや受けない」が60 (26.8%)、「あまり必要だと思わない」が16 (7.1%)、「わからない」が4 (1.8%)であった。

受けない理由としては、「緊急性の判断は限られた情報のなかで行うことも多いため、実際の状況を知りたい」「失敗は許されない緊急性の判断について取り上げてほしい」「命の危険があるかまた無いかが判断が難しい」「どのような状態だと分離や緊急と判断すべきかを知りたい」「毎年、事業担当者が変わり、知識不足が

あるため」などの意見があった。必要だと思わない理由は、「あまり判断に迷うものではないので」「専門職が担当にいる為、対応可能」「緊急性については、特に研修を受けなくても明らかと思われるため」などであった。

内容についての意見として、「性的虐待の緊急性について学びたい」「どのように判断するのか具体的な手法を知りたい」「手引きを見ると被害の程度により重症度などが決まっているが、実際の例では判断に迷うことも多いと思うので、その考え方を知りたい」「様々な具体例を示しながら説明してほしい」などがあった。



関係機関との連携ネットワークづくりの実際 (図3-20)

224自治体中「是非受けない」が87 (38.8%)、「やや受けない」が97 (43.3%)、「あまり必要だと思わない」が31 (13.8%)、「わからない」が9 (4.0%)であった。

受けない理由としては、「支援の押し付け合いにならないよう、円満かつ円滑に連携していく方法を知りたいため」「ネットワークが機能していない」「既存のネットワークを向上でき

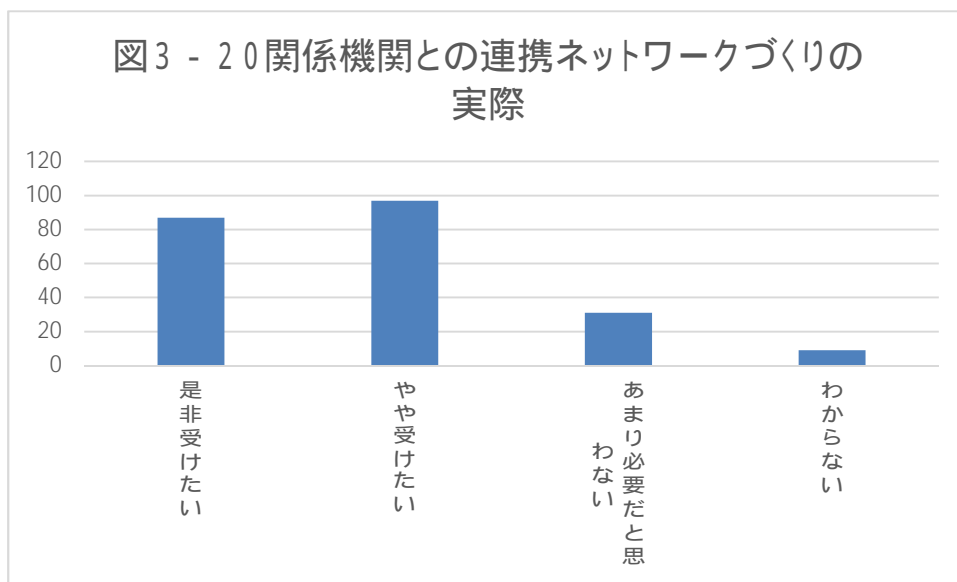
れば」「関係機関の力添えなくして成り立たない業務のため」「連携は取れているがネットワークとして確立されていないため」「どのようなネットワークの構築が必要かという理解は必要」「教育と福祉の連携を進めているところだから」などの意見があった。

必要だと思わない理由は、「すでにネットワークがあるため」「もっと実務的な内容に興味があるため」「協議会を設置済」「地域性に左右されるため、参考にならないこともあるため」「事例を通して必要により実際に連携しているため」などであった。

内容についての意見として、「医療機関との連携が難しい場合もあるので実際どうしている

のか知りたい」「他の市町がどのように関係機関と提携しているのか聞いてみたい」「関係機関との連携はどれくらいの頻度でしているか知りたい」「連携の難しさは痛感しているので、

どう役割分担するとよいのかアドバイスなら聞きたい」「虐待防止ネットワークの機能や研修の在り方について」などがあつた。



⑳ 虐待の予防・早期発見についての住民への啓発の実際 (図3-21)

223自治体中「是非受けない」が73 (32.7%)、「やや受けない」が104 (46.4%)、「あまり必要だと思わない」が32 (14.3%)、「わからない」が14 (6.3%)であった。

受けない理由としては、「虐待が起きない地域づくりには大切な事項のため」「地域全体に対し、権利擁護の周知・啓発が不十分であると感じたため」「虐待防止センターの責務として啓発がある。地域性を加味しながら、どのような啓発を行うか実際を知り今後の活動に活かしたい」「センター設置や関連機関等の連携により相談窓口はあるものの予防効果や早期発見には直結しにくい。公的機関への相談件数がほとんどないという状況が物語っている。住民への啓発は最優先事項と考えているが、どのようにすすめたら地域に根付くのか、ヒントをいただきたい」「広報等で啓発活動は行っているが、他の方法も知りたい」「啓発はリーフレットに頼りがちであるが有効な事例を知りたい」「現在、対応の体制を整えている最中で、どのような啓発をしていったら良いのか知識不足があるため」「虐待を防止するためには、住民への周知、理解を促すことが必要」「高齢者や障害者

の虐待については住民の理解度は低いと思うため」「啓発法に限界を感じる」などの意見があつた。

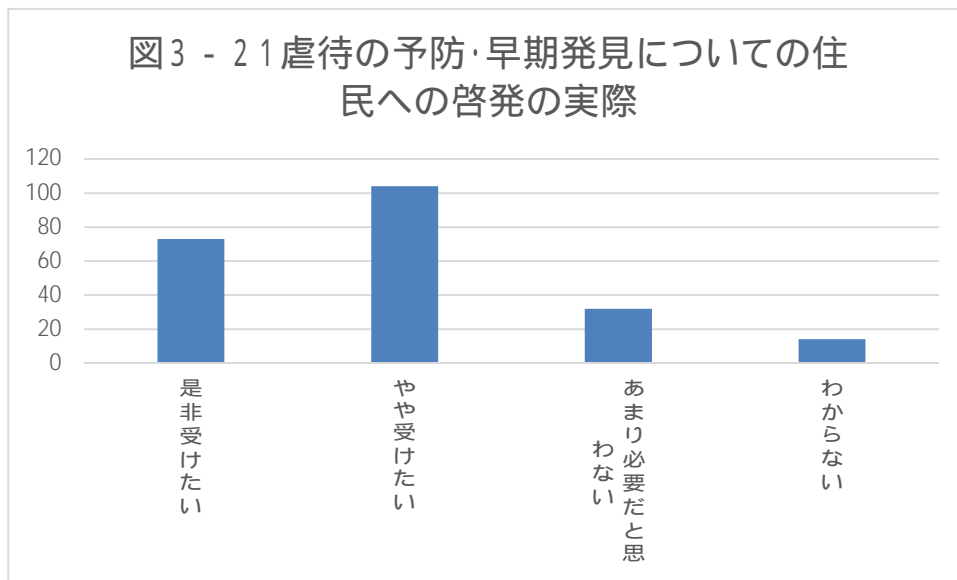
必要だと思わない理由は、「広く市民に向け、障害者虐待防止の研修を行っているため」「啓発については研修の必要性は低いと思われるため」「市町村の実情により多様な形が想定され、すぐに反映することが難しい」などであつた。

内容についての意見として、「住民への虐待防止の周知で効果があつた事例があれば教えてほしい」「パンフレットや出前講座以外の有効な手段を知りたい」「個人情報を守りつつ、情報提供や対応の方法について」「予防についてどのように啓発すべきかを学びたい」「関係機関が研修等を行っているが、参加者が少ないので、どのような内容であれば参加者が増えるかなどについて知りたい」「他自治体との情報交換が出来ればよい」などがあつた。

以上、21の科目について受講を希望するか尋ねた結果、ほとんどの科目で8割以上が「是非受けない」「やや受けない」と答えた。低かった科目は虐待そのものの学習ではなく対人援助や相談支援の基礎を学ぶ科目であつた。「障害者に対する相談支援の基本」(「是非受けない」と「やや受けない」の合計が73.3%)、「コミ

コミュニケーションや面接技術の基本」(「是非受
 けたい」と「やや受けたい」の合計が
 68.6%)、「ソーシャルワークや社会福祉援助
 技術の基礎」「是非受けたい」と「やや受け
 たい」の合計が65.2%)、であり、自由記述をみ
 ると、研修時間に限りがあるのでこれらは他の

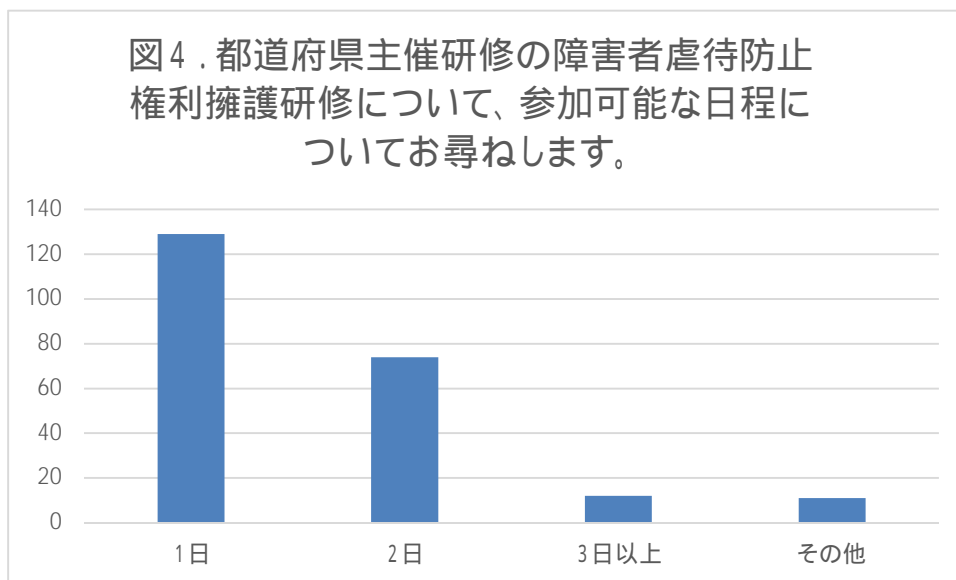
機会に受講したほうが良いという意見が出され
 ていた。ただ、低い科目でも6割以上は受講した
 いと答えていることから、各都道府県で研修を
 企画する際には、こうした基礎的な内容を学ぶ
 機会がほかにあるか確認し、それらと調整する
 必要がある。



4 . 都道府県主催研修の障害者虐待防止権利擁
 護研修について、参加可能な日程 (図4)

226自治体中、1日が129 (57.1%)、2日が74
 (32.7%)、3かが12 (5.3%)、その他が11
 (4.9%)であった。
 その他については、「カリキュラムの終了に

必要な日数」「内容により検討」「日程の間隔
 が近い又は連続していないこと」「繁忙期以外
 で連続していなければ数日の参加が可能」「連
 続しなければ3日ぐらい可」「日数は3日以上で
 もよいが、前半(基礎)、後半(事例を体験し
 た上での研修)で分ける等の対応をして欲し
 い」などであった。

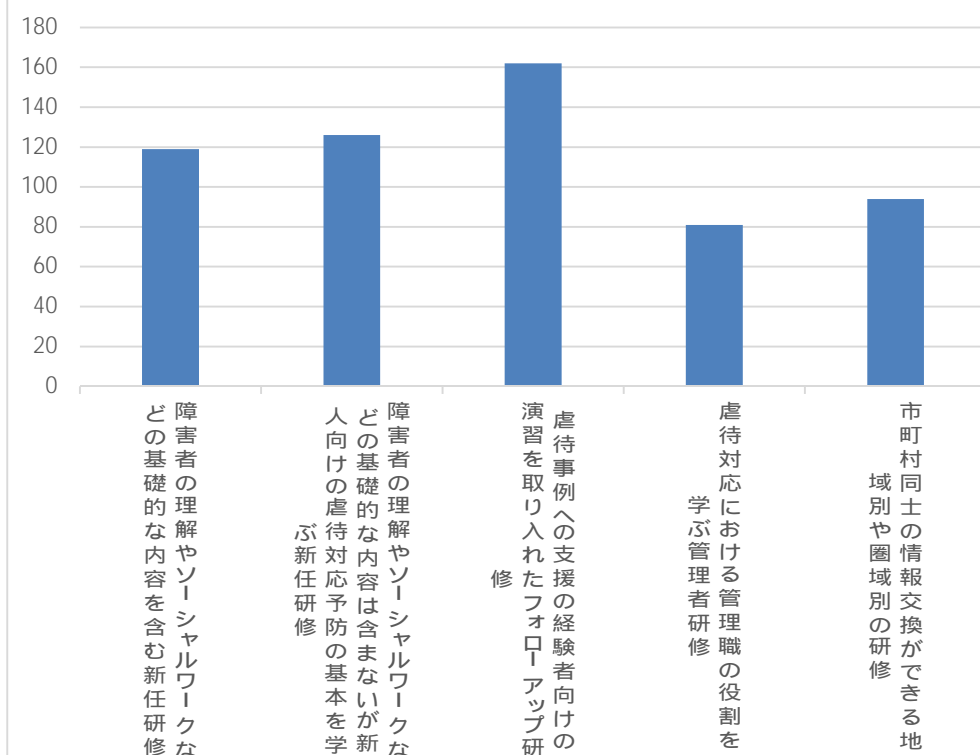


5. 都道府県主催研修の虐待防止権利擁護研修について、参加するプログラムはどれか（複数回答）（図5）

多い順に「虐待事例への支援の経験者向けの演習を取り入れたフォローアップ研修」が162、「障害者の理解やソーシャルワークなどの基礎的な内容を学ぶ新任研修」が126、「市町村同士の情報交換ができる地域別や圏域別の研修」が94、「虐待対応における管理職の役割を学ぶ管理者研修」が81であった。

多い順に「虐待事例への支援の経験者向けの演習を取り入れたフォローアップ研修」が162、「障害者の理解やソーシャルワークなどの基礎的な内容を学ぶ新任研修」が126、「市町村同士の情報交換ができる地域別や圏域別の研修」が94、「虐待対応における管理職の役割を学ぶ管理者研修」が81であった。

図5. 都道府県主催研修の虐待防止権利擁護研修について次のプログラムが用意されていた場合、あなたの所属する部署ではどれに参加すると思いますか



6. 都道府県主催研修で、どのような科目があったらいいか、また研修の開催方法などの要望について（自由記述）

科目についての意見

- ・被虐待者だけではなく虐待を行ったとされる人への聞き取り技術
- ・具体的なフローチャートを交えた虐待対応全体の流れと作成記録の研修
- ・県内の包括的対応
- ・緊急性が高くやむを得ない措置を実施した事例を用いた演習
- ・虐待対応実践研修と法律の理解
- ・対応の仕方や援助技術、面接技術など、実践に役立つ内容の研修

- ・虐待事例を通してのグループワーク
- ・他市町の虐待認定の基準などの情報交換
- ・精神障がいがある方で措置入院にはならない方を虐待者から分離する際の受け入れ先がなかなか見つからないため県内や県外の施設の受入れ状況などが知りたい
- ・虐待防止に付随する技術（相談支援、成年後見等）を学ぶ研修を、別で設けてほしい
- ・面接技法の研修
- ・事実確認の具体的方法のポイント
- ・性的虐待への対応（精神科、産科等との連携を含む）
- ・虐待担当の新任職員研修
- ・限られた時間で研修を行うためには、権利擁護やソーシャルワーク等の原論的な科目は

別途行うこととして、「虐待防止」に特化した内容に絞るとよいのではないかと思う

- ・関係機関との連携の方法や実際の支援事例等の紹介等があると理解が進む
- ・住民への啓発や研修会の開催方法
- ・自治体が実際にやるべき事務処理手順と書類について
- ・実務的なスキルアップ研修
- ・1事案を総合的に学ぶ(通報 終結)
- ・改善計画書の提出を求める際の事業所側への伝達方法
- ・成年後見制度(対象者・権限等について等)について
- ・県と市の情報交換会
- ・市町村同士の情報交換やグループワークによる研修、各市の虐待の制度、人事配置、具体例などの情報交換の場

開催方法(スケジュール・場所・形式・定員他)についての意見

- ・新人向け、中堅向け、センター長向け等階層別の方法がよい
- ・研修科目を分割して年何回かに分けて研修を行う方法があれば参加しやすい
- ・開催の時期についてはなるべく早い時期(6~7月)にお願いしたい
- ・県庁所在地のみで開催するのではなく地域での開催を考えてほしい
- ・研修に定員がある。行政職員も施設職員も人の交代があり施設数も多いので定員数を増やすか研修日を2回に増やすなどで研修を受けやすい体制になると良いと思う
- ・複数年担当している場合、研修内容をある程度選べたり、ネット配信してもらえると良いと思う
- ・現在行われている研修が最低3日で科目も多く、短期間の中でまとめて行われるため、参加しづらい

7. コアメンバー構成員について

コアメンバー会議の人数(図7-1)

273自治体中、決まっていないのが105(38.5%)、3人が21(7.7%)、4人が48(17.6%)、5人が46(16.8%)、6人が26(9.5%)、7人が8(2.9%)、8人が8(2.9%)、9人が3(1.1%)、9人が3(1.1%)、10人が2(0.7%)、11人が4(1.5%)、15人が2(0.7%)であった。

受講対象者についての意見

- ・施設管理者の受講を数年に1回は必須として義務付けになるといいと思う(管理者の意識により大差があるため)
- ・委託している事業者と一緒に学べる演習を取り入れた研修

その他の意見

- ・施設の場合、人材もなく強度行動障害の人の対応がまわっていない。卒業の段階で受け入れを拒否する施設が多く、そのまわっていない施設が最終受け入れるため、現場で解決しようがない状況となる。これは地域の課題ではあるが、施設職員の力量アップを図ろうにも研修での理想論は重荷になるだろうと思う
- ・研修には管理職と実務者双方が必須となるほぼ強制方式にすべきだと思う。組織内の温度差を埋める意味でも一般行政職と専門職双方が必要
- ・施設虐待対応は年1件程度しかないため、研修での対応も大切であるが実際の場面での細やかなフォローが欲しい

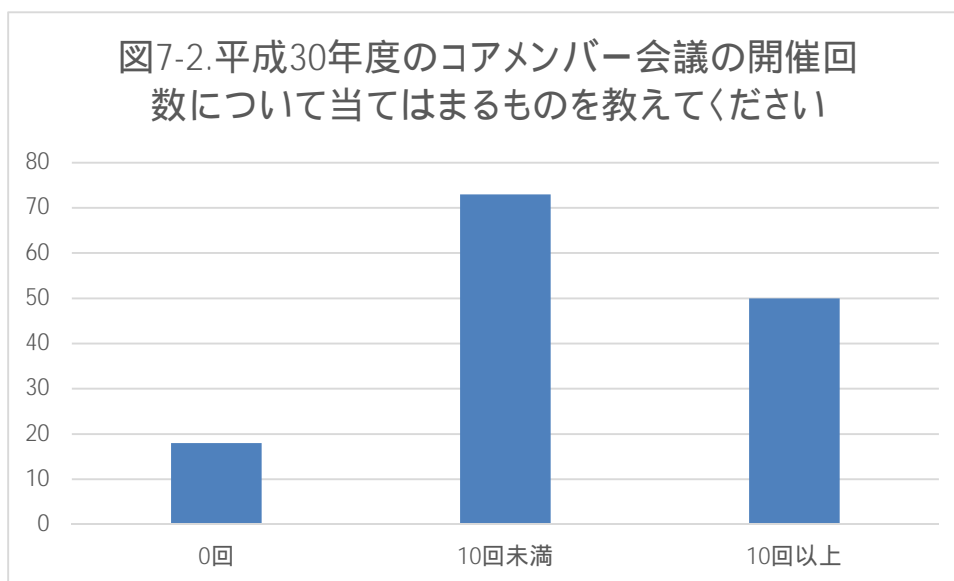
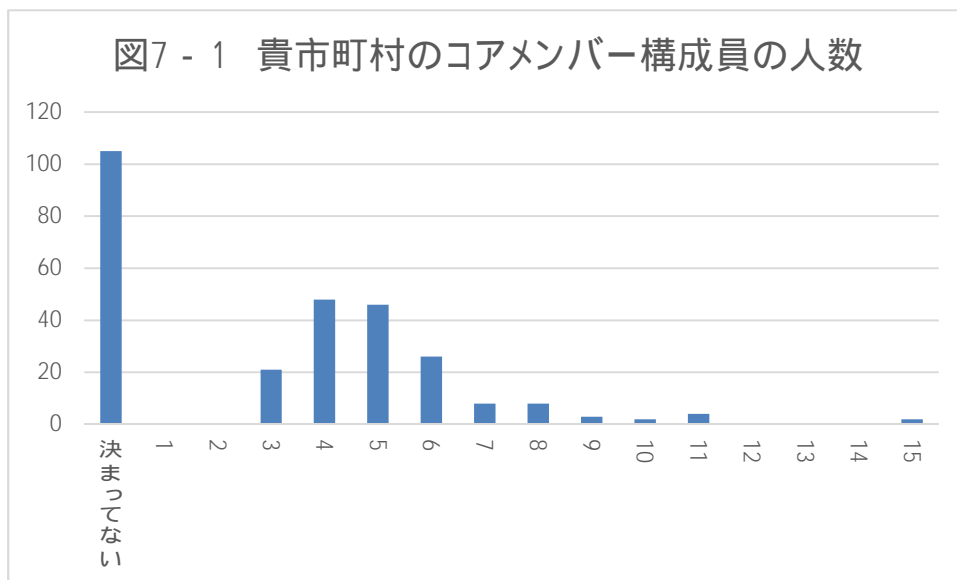
以上、都道府県主催研修は、参加可能な日数は1日と2日を合わせて9割近い結果であった。経験の有無や職位に応じたプログラムに対しては、経験者向け、新任向け、管理者対象のどれもニーズがあることが分かった。また地域別や圏域別の研修へのニーズもあり、各都道府県の研修はニーズに応じて企画する必要がある。

コアメンバー会議の開催回数(図7-2)

平成30年度のコアメンバー会議開催回数は、回答のあった141自治体中0回が18(12.8%)、10回未満が73(51.8%)、10回以上が50(35.5%)であった。

コアメンバー会議は市町村の障害者虐待対応の方針を決定するため大変重要であるが、構成員が決まっていない市町村が約4割にのぼることが分かった。構成員が決まっていない場合、虐待事案が発生したときに迅速な対応が難しくなる

可能性がある。都道府県主催研修で事前の準備 を促す必要がある。



8. 都道府県の担当部局や都道府県権利擁護センターに期待することについて(自由記述)

障害者虐待防止法第36条に定められている都道府県障害者権利擁護センターの機能を参考に10項目に分類して示す。

市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整
 ・複数市町におよぶ案件への関与

・複数の市町村に係るケース等複雑なケースについては主導して対応してもらいたい
 ・他市町村の取組や事例等を情報交換する場や機会を設けてほしい
 ・被虐待者が複数の区市にまたがる施設従事者虐待については、事実確認等の調査とその調整を主体的にしてほしい

市町村に対する情報提供
 ・虐待に関する県の指針や根拠を示してほしい
 ・虐待対応に対する先進事例の提供
 ・マニュアル等の資料作成

市町村に対する助言その他の援助

- ・市町村に対する助言や事例検討会への参加等の間接的支援にとどまることなく、事案発生直後の初期段階から市町村とともに事実確認面接等に同行可能な職員を派遣する等の直接的支援体制を整えてほしい
- ・広域のかつ専門的な技術的支援
- ・困難事例への法的、医学的助言
- ・養護者による障害者虐待も含め、対応困難事例や虐待判断に悩む事例について専門的な見地から助言いただける仕組み
- ・ケース対応で困ったときにすみやかにスーパーバイズが欲しい
- ・市町村との連携や状況に応じて一緒に訪問するなど協力体制構築
- ・虐待認定に対する基準の提示や認定に係る助言
 - ・一時保護する施設をすぐに見つけることができず、遠方も含めて探すことになるが市町村の担当者だけでは確保が難しい。そのような時に一緒になって対応してもらえると心強い
 - ・施設従事者虐待で事業者聞き取りに困難が予想される際は同席してほしい
 - ・施設虐待や使用者虐待の事案について、積極的にかかわってほしい
 - ・市町村だけでは判断が難しい事例や遠方での施設従事者による虐待事例など、引継ぎ、連携、助言頂ける体制づくり。
 - ・虐待対応したケースの検証や施設虐待の対応を協力してほしい
 - ・困難ケースの対応の際に客観的かつ専門的な意見を頂戴したい。個人情報には配慮しつつ、気軽に相談できるような関係ができていればよい。
 - ・特に施設内虐待などの対応時、可能な限りのサポートがほしい
 - ・相互における情報共有ルートの確立（市県）
 - ・電話相談をうけたものすべてをそのまま市町村に流すのではなくある程度内容を把握した上で必要なものを連絡してほしい（あきらかに虐待ではないものも多いため）
 - ・バックアップ機能（同行訪問や、アドバイザー）
 - ・虐待事案の事実確認の技術や虐待認定に至る判断等について取り扱い件数が少なく、経験の浅い市町村の虐待防止センターへ指導、助言を期待する。

障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介

- ・対応に迷った際の適切な助言（必要な機関の案内等）
- ・県内の受け入れ先施設等の調整
- ・居室の確保の広域調整及び県施設の活用の調整。

障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整

- ・精神障害者の場合は医療との連携が非常に必要となる場合が多いため精神科病院とのつなぎなどのサポート機能確保などに期待する
- ・県内関係部局、機関と連携するためのシステムづくり
- ・県内ネットワーク構築と定期的な情報交換等。
- ・施設虐待について、しっかりと情報をつかんで指導、フォローして欲しい
- ・使用者虐待について、通告後どうなったかをバックして欲しい

障害者虐待防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供

- ・全県域的な地域による虐待傾向の分析と包括的な支援体制の構築に向けた取り組み
- ・事例の分析集の作成、事例分析により再発防止に向けての対策検討
- ・県内の虐待通報や対応状況の取りまとめ・分析・公表
- ・法改正や実施マニュアルの変更点についての情報提供

障害者虐待防止及び養護者支援に関する広報・啓発

- ・マスメディアによる虐待防止に関する啓発
- ・市町村に対し、虐待対応の必要性や法的な部分を示し、そういう部署や係を置くべきであることをもっと周知して欲しい

施設又はサービス事業所の適正な運営確保に向けた権限の行使

- ・虐待が疑われる事業所に対する適切な指導の実施
- ・施設従事者等による虐待があった事所に対して継続的なフォローアップを行い、再発防止を図る取組

施設従事者等による障害者虐待の状況やその際の措置の公表

- ・虐待のあった事業所等の情報提供
- ・対応結果の報告（事業所虐待による）
- ・都道府県が指定するサービス事業所等の監査部局との連携した対応

研修の提供

- ・遠方での研修会が多く、市内事業所スタッフの参加が少人数になってしまっていると聞いている。保健所圏域での開催等、参加しやすい研修を望む
- ・継続した研修会の開催、研修の実施や資料の配布
- ・事業所等への虐待防止研修の実施（回数をもくする）
- ・単独の市町村だけでは人材育成のための研修や他市町村の実施状況の把握に限界があるので、都道府県レベルで継続的に研修や、市町村同士の交流・情報交換の機会を設けてほしい
- ・経験者が多いため、実際の事例、他の自治体での対応例などから判断のポイント対応の仕方について再確認できるような内容の研修を実施してほしい

厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」では、都道府県の役割と責務は次のように示されている。

ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の

状況やその際に採った措置等の公表（第20条）
イ 使用者による障害者虐待について
使用者による障害者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告（第24条）
ウ 都道府県障害者権利擁護センターの機能と周知

都道府県は、障害者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにすることとされている。（第36条第1項）その具体的な業務は次のとおり。

使用者虐待に関する通報又は届出の受理（第36条第2項第1号）

市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助（第36条第2項第2号）

障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介（第36条第2項第3号）

障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等（第36条第2項第4号）

障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供（第36条第2項第5号）

障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発（第36条第2項第6号）

その他障害者虐待の防止等のために必要な支援（第36条第2項第7号）

今回の調査では、ここに示した都道府県の役割と責務のどれに対しても、市町村からの期待が寄せられていることが分かった。

9. 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応、または高齢者、障害者、児童に対する虐待を担当する部署間の連携について

高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応、または高齢者、障害者、児童に対する虐待を担当する部署間の連携の状況について（図9-1）

224自治体中、「統一的対応（または連携）を必要に応じて行っている」が162（72.3%）、「統一的対応（または連携）は行っていないが、今後必要があれば行う」が44（19.6%）、「統一的対応（または連携）は行っていない」が18（8.0%）であった。

高齢者、障害者、児童に対する虐待への
 統一的な対応、または高齢者、障害者、児童
 に対する虐待を担当する部署間の連携につい
 ての検討状況（図9-2）

223自治体中、「統一的対応（または連携）に
 ついて取り決めがある（または既に検討した）

が53（23.8%）、「統一的対応（または連携）
 について検討を予定している」が48
 （21.5%）、「統一的対応（または連携）の取
 り決めはなく、検討の予定もない」が122
 （54.7%）であった。

図9 - 1. 貴自治体における、高齢者、障害者、児童に対する虐待
 への統一的な対応、または高齢者、障害者、児童に対する虐待を
 担当する部署間の連携の状況は、次のどれに当てはまりますか。

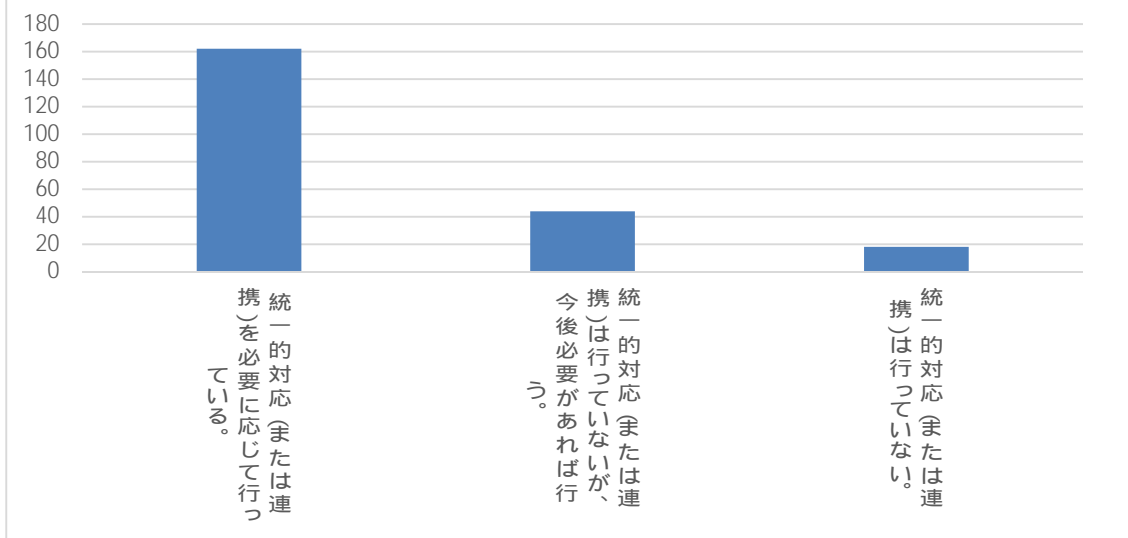
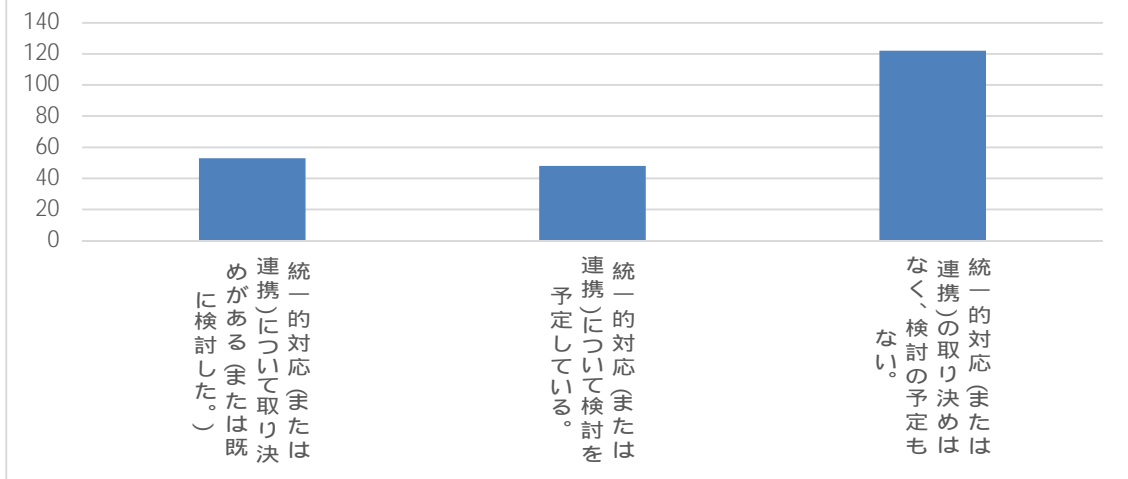


図9 - 2. 貴自治体における、高齢者、障害者、児童に対する虐待
 への統一的な対応、または高齢者、障害者、児童に対する虐待を
 担当する部署間の連携についての検討状況は、次のどれに当て
 はまりますか。



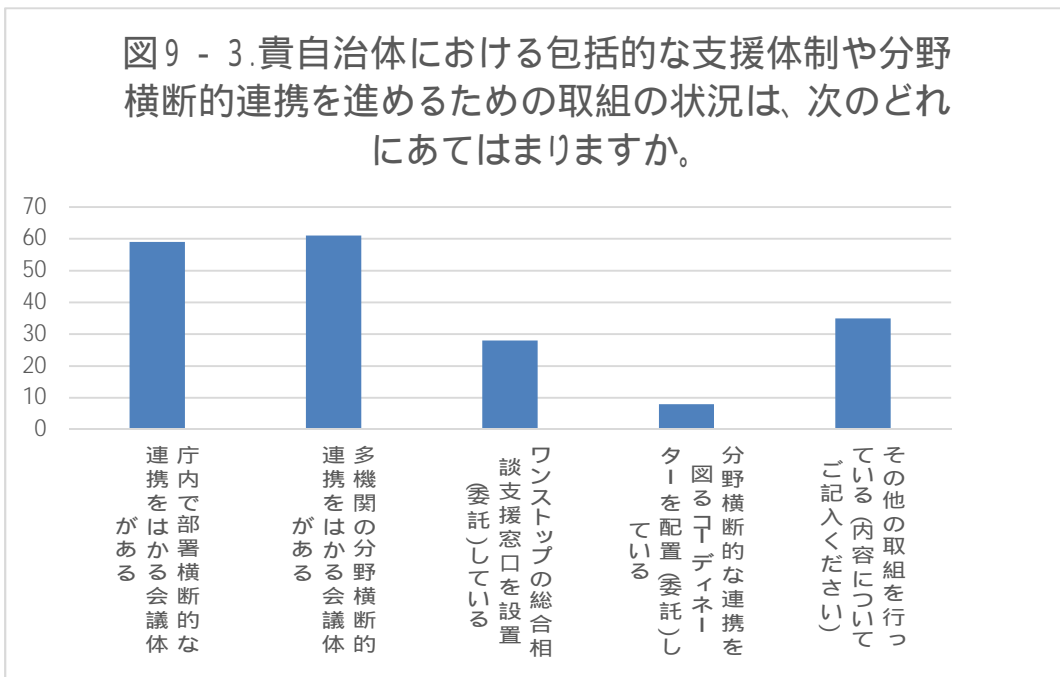
包括的な支援体制や分野横断的連携を進めるための取組の状況 (図 9-3)

191自治体中、「庁内で部署横断的な連携をはかる会議体がある」が59 (30.9%)、「多機関の分野横断的連携をはかる会議体がある」が61 (31.9%)、「ワンストップの総合相談支援窓口を設置 (委託) している」が28 (14.7%)、「分野横断的な連携を図るコーディネーターを配置 (委託) している」が8 (4.2%)、「その他の取組を行っている」が35 (18.3%) であっ

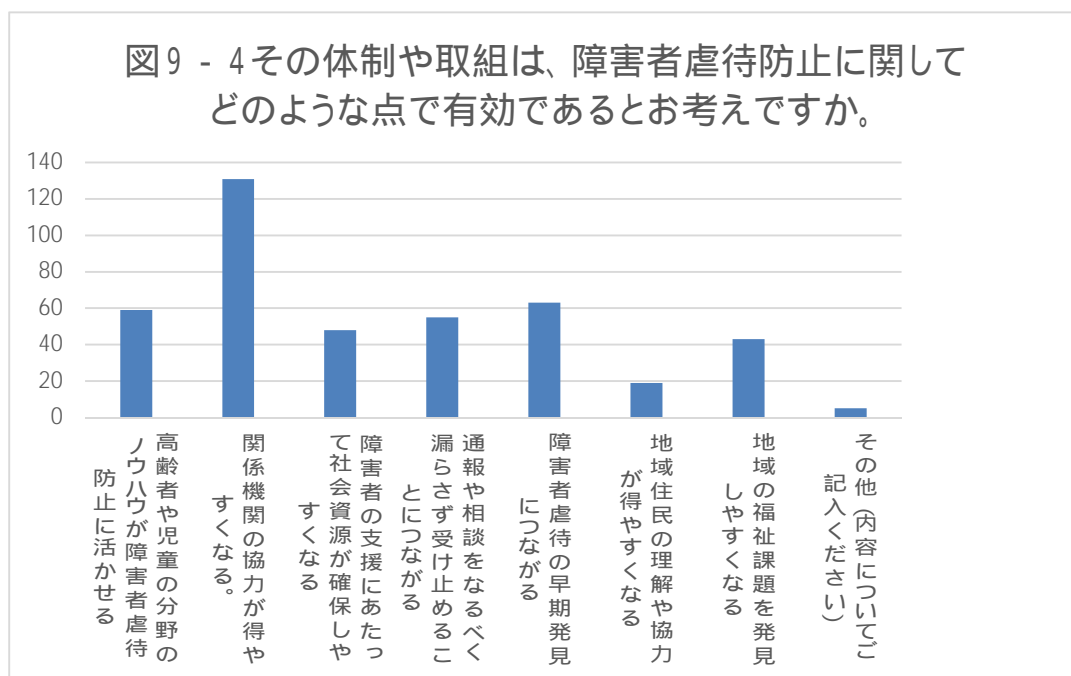
包括的な支援体制や分野横断的連携を進めるための取組の有効な点 (図9-4)

(複数回答)

多い順に「関係機関の協力が得やすくなる」が131、「障害者虐待の早期発見につながる」が63、「高齢者や児童の分野のノウハウが障害者虐待防止に活かせる」が59、「通報や相談をなるべく漏らさず受け止めることにつながる」が55「障害者の支援にあたって社会資源が確保しやすくなる」が48「地域の福祉課題を発見しやすくなる」が43「その他」が5であった。



た。



市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項の
「地域における高齢者の福祉、障害者の
福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共
通して取り組むべき事項」として、「高齢
者、障害者、児童に対する虐待への統一的な
対応」を検討することについて（図9-5）（複
数回答）

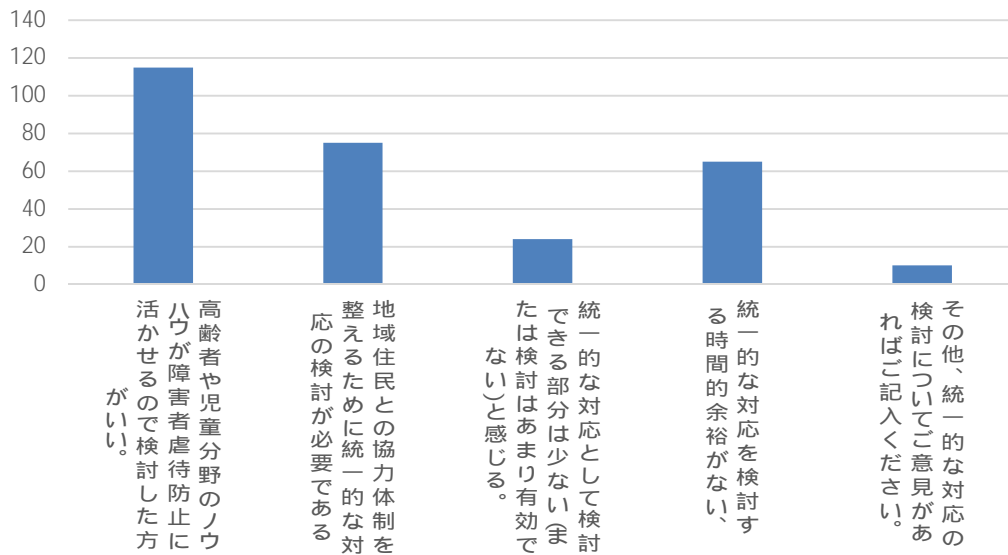
多い順に、「高齢者や児童分野のノウハウが障害者虐待防止に活かせるので検討した方がいい」が115、「地域住民との協力体制を整えるために統一的な対応の検討が必要である」が75、「統一的な対応を検討する時間的余裕がない」が65、「統一的な対応として検討できる部分は少ない（または検討はあまり有効でない）と感じる」が24、「その他」が10であった。

厚生労働省は、「地域共生社会」の実現を目指して、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）による改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）に基づき、市町村における包括的な支援体制の整備等を推進する方針を打ち出した。平成29年12月12日「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年厚生労働省告示第355号）を策定・公表し、関連通知を発出した。通知は 社会福祉法改正の趣旨、市町村における包括的な支援体制の整備について、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等を内容としている。この「市町村における包括的な支援体制の整備について」では、市町村域における多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項として、「複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援」、「その際の協働の中核を担う機能」、「支援に関する協議及び検討の場」、「支援を必要とするものの早期把握」、「地域住民等との連携」等の必要性を示している。この市町村地域福祉計画の策定ガイドライン「計画に盛り込むべき事項」の「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の例として、「高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方」を示している。

本調査では、高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応、または高齢者、障害

者、児童に対する虐待を担当する部署間の連携を必要に応じて行っている市町村について、7割を超えていた。ただ、連携のための体制の整備状況としては、統一的な対応や連携についての取り決めがある市町村は約2割にとどまり、連携のための会議がある市区町村は約3割、ワンストップの総合相談の実施は約15%であった。分野横断的取り組みの効果として、「関係機関の協力が得やすくなる」「障害者虐待の早期発見」「通報を漏らさず受け止める」などを挙げる市町村が多かった。高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応を検討することについて、「他分野のノウハウが障害者虐待防止に活かせるので必要である」「地域住民との協力体制を整えるために必要である」と答えた市町村が多いが、「検討する時間的余裕がない」という回答も多かった。こうした現状を踏まえ、今後は各地の取り組みの成果に関する情報を蓄積し、研修等を通じて多くの自治体で共有していく必要があると考える。

図9-5.市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項の「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として、「高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応」を検討することについて、次の当てはまると思うもの全てに 印を付けてください。



F 結論 まとめ

障害者虐待防止研修のプログラム開発にあたり、自治体が適切にその役割と責務を果たすためのカリキュラム構造とプログラムを検討するため、全国市区町村の現状と課題を把握することを目的として、市区町村障害福祉担当部局を対象に調査を実施した。

障害者虐待の通報・相談件数をみると、平成30年度の1年間に0件だった市区町村の割合は養護者虐待で約26%、施設従事者虐待で約34%、使用者虐待で約71%であり、対応経験が少ない市区町村があることが分かった。厚生労働省による「平成30年度障害者虐待の防止、障害

者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」では、障害者虐待防止法施行後1件も相談・通報件数がない市区町村は養護者虐待で22.6%、施設従事者虐待で37.7%、使用者虐待で62.9%であることが明らかになっており¹⁾、本調査と同様の傾向が見られた。コアメンバー会議は市区町村が組織的対応をするために大変重要であるが、本調査では構成員が決まっていない市区町村が約4割あった。これは法施行後1件も相談・通報がない市区町村の割合から考えると納得できる。しかし、構成員が未定であると迅速な対応に支障をきたす恐れがあり、研修において組織的対応のための市区町村における取り組

み体制整備を促していく必要がある。

平成24年10月の法施行から7年以上が経過し、市区町村の規模や地域性の違いにより、対応状況に差が生じており、研修実施に当たって十分に考慮する必要がある。具体的には、各都道府県が研修を実施する際に、地域の状況や研修のニーズを把握し、それに応じて企画することが求められる。

障害者虐待防止法では、都道府県権利擁護センターの機能として「市町村に対する情報提供」「障害者虐待防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供」が定められているが、今回の調査で都道府県内の虐待傾向の分析や分析結果に基づく再発防止策の検討、事例集の作成などを求める意見があった。こうした意見を参考に、都道府県の取組を充実していくことが期待される。

研修については、参加可能な日数が1日と2日を合わせて約9割であった。各科目に関する学びのニーズはどれも高いが、限られた日数の中で優先度の高い科目をどう組み込んでいくかが課題である。新任向け研修、経験者向け研修、管理者向け研修など対象別の研修については、どれに対してもニーズがあり、また都道府県内の地域別や圏域別の研修へのニーズもあった。研修の実施方法やプログラム、コース分けについても、地域の状況や研修のニーズを把握し、それに応じて企画することが求められる。

本調査では、高齢者、障害者、児童に対する虐待の統一的な対応、または高齢者、障害者、児童に対する虐待を担当する部署間の連携について、必要に応じて

行っている市区町村が7割を超えていたが、統一的な対応や連携についての取り決めがある市町村は約2割にとどまっていた。高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応を検討することが効果的であると認識している市区町村が多いが、検討する時間的余裕がないという回答が多かった。こうした現状を踏まえ、今後は各地の取り組みの成果に関する情報を蓄積し、研修等を通じて多くの自治体で共有していく必要があると考える。

参考文献

1) 一般財団法人日本総合研究所
(2020) 令和元年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式調査研究事業報告書、p40～43

F. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

特になし

2. 実用新案登録

特になし

3. その他

特になし